

【機2】別表意見について

丸山 洋平(安危本室)

送信日時: 2012年3月2日 10:18

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

CC: 内調職員253(内閣情報調査室); 佐藤 耕平(安危本室)

様 (様)

昨日の意見照会の件ですが、「添付資料の2ページ目の注釈\*1」に関する意見ではないのですが、2月2日に提出させていただいた意見も含め、以下の内容で再度意見提出をさせていただきます。

1. 「重大テロ」という文言については、「緊急対処事態」という文言に置き換えるべき。  
(理由) (前回意見・理由と同じ。) 例示としては、閣議決定よりも法律を引用した方が適切であると考えられるため。また、上記3の解説及び下記の参照条文とも整合性がとれるため。

2. 上記1について、受け入れられないということであれば、「重大テロが発生した場合の治安機関における対応要領等」について、「上記3(ア)～(エ)で例示した緊急対処事態における対応要領等」と記述することが適当である。  
(理由) 3(ア)～(エ)で、緊急対処事態の具体例が示され、具体的な事態を記述しており、これを引用した方が、具体例を示すという貴室の考えに沿うと思われる。

以上、よろしくお願ひします。  
なお、2月2日の意見に対する、回答は、今回の回答と合わせていただければ結構です。

よろしくお願ひします。



内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当) 付  
総括班 丸山 洋平

〒100-0014  
東京都千代田区永田町2-4-12 (内閣府別館)  
TEL: 03-5253-2111 (内線 )  
FAX: 03-3593-2516  
メール



## 別表事項の解説（公共の安全と秩序の維持に関する事項）

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 第二条第二項第一号に規定する行為その他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究

※（定義）

第二条（略）

2 この法律において、「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二（略）

3（略）

- 1 「公共の安全と秩序」とは、法規又は社会的慣習をもって確立している国家及び社会の公の安全秩序を意味し、その維持を主な任務とする行政機関としては、警察庁、公安調査庁及び海上保安庁（以下「治安機関」という。）がある。治安機関の所掌事務は多岐に及ぶが、本号は、それらのうち、国の存立に深く関わる緊急事態への対処に関する事項を規定するものである。
- 2 「第二条第二項第一号に規定する行為」、すなわち「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」とは、いわゆるテロリズムのことであつて、「特定有害活動」の一つとして位置付けられている行為を「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」に該当する端的なものとして例示している。（詳細については口号にて説明。）
- 3 「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第24条第1項に規定されているものである。当該緊急事態には、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態が含まれるが、本号は「公共の安全と秩序の維持に関する事項」であることから、いわゆるテロリズムのほか、同法第25条第1項に規定する緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの）を想定している。  
緊急対処事態の具体例としては、  
(ア) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃（原子力事業所、石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設、危険物積載船等への攻撃）、  
(イ) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃（大規模集客施設、タ

- 一ミナル駅等に対する攻撃)、
- (ウ) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃 (放射性物質、生物剤、化学剤等による攻撃)、
- (エ) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃 (航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ)
- 等が挙げられる。

- 4 「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画」とは、緊急事態への適切な対処を確保するため、警察及び海上保安庁がとるべき措置の手順等をまとめた計画をいい、具体的には、~~重大テロ~~緊急対処事態 (※) が発生した場合の警察及び海上保安庁における対応要領が挙げられる。

「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための研究」とは、緊急事態への効率的かつ効果的な対処に資すること等を目的として行う研究をいい、具体的には、緊急事態発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究が挙げられる。

※ 「~~重大テロ~~緊急対処事態」とは、~~国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム~~武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 (平成 15 年法律第 79 号) 第 25 条第 1 項に規定する緊急対処事態をいう (平成 10 年 4 月 10 日閣議決定「~~重大テロ~~等発生時の政府の初動措置について」)。

(理由) 例示としては、閣議決定よりも法律を引用した方が適切であると考えられるため。また、上記 3 の解説及び下記の参照条文とも整合性がとれるため。

- 5 これらの事項が漏えいした場合、緊急事態に対処する治安機関の能力、態勢又は関心事項が明らかになり、テロ組織等が治安機関の手の内を踏まえた効果的な攻撃を実施することが可能となるため、国及び国民の安全に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

#### 【参照条文】

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 (平成 15 年法律第 79 号)

(その他の緊急事態対処のための措置)

第二十四条 政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十七条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

#### 2 (略)

(緊急対処事態対処方針)

第二十五条 政府は、緊急対処事態 (武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)) で、国家として緊急に対処することが必要なもの

をいう。以下同じ。)に至ったときは、緊急対処事態に関する対処方針(以下「緊急対処事態対処方針」という。)を定めるものとする。

2～12 (略)

第18回持ち込み資料に対する質問について

送信日時: 2012年3月2日 13:46  
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)  
添付ファイル: 120302警察庁質問.jtd (24 KB)

内調

様

お世話になっております。  
警察庁の[ ]です。

標記について添付のとおり質問を提出致します。

様

内閣官房内閣情報調査室担当官 殿

事務連絡  
平成24年3月2日  
警察庁

**第18回法制局持ち込み資料に対する質問について**

みだしの件について、下記のとおり質問を提出致しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

**1 条文素案関係（第2条関係）**

第2条第2項第2号について、第17回持ち込み条文案では「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）」とあったところ、「（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）」が削除されている理由を教示されたい。

**2 論点ペーパー「本法における附則事項について（案）」関係**

第7条及び第11条第1項の規定について、他の規定よりも施行期日を遅らせることとなれば、適性を有すると認められる前に特別秘密を取り扱うことになる場合が想定されるところ、貴室によれば「適性評価により適性を有しないと認められた者や適性評価の実施に同意しなかった者が特別秘密を取り扱うことは望ましくないが、こうした状況は運用により回避することが可能である…」とのことであるが、職員の適性評価が完了していない中で、いかなる運用により適性を有しない職員による特別秘密の取扱いを回避することが可能であるのか教示されたい。

また、適性評価に関する規定よりも罰則に関する規定が先に施行されることとなるところ、何をメルクマールとして特別秘密の取扱いが可能となる者を特定することを想定しているのか教示されたい。

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第19回)について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年3月2日 17:53

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室); [redacted] 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室); [redacted]

[redacted] 丸山 洋平(安危本室); [redacted]

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (26 KB); 別表1号(防衛)コンメンタール.jtd (55 KB); 別表2号(外交)コンメンタール.jtd (44 KB); 別表3号(公共の安全)コンメンタール.jtd (49 KB)

関係省庁等担当各位

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第19回)を、来週5日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- 第12回: 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回: 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回: 1月30日に資料持込み、31日に審査
- 第15回: 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回: 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回: 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回: 2月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第19回: 3月5日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

秘密保全法制 法制局持込み資料

平成24年3月5日

1 別表事項の解説（いずれも内調内検討済み・他省庁協議未了）

- 防衛に関する事項
- 外交に関する事項\*
- 公共の安全と秩序の維持に関する事項

\*網掛け部分は外務省において検討中の案



## 別表事項の解説（防衛に関する事項）

一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの

イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

（参考）自衛隊法別表第四

一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

- 1 「自衛隊の運用」とは、防衛出動や警戒監視活動等の具体的な任務を与えられた自衛隊が当該任務を遂行することをいう。「自衛隊の運用」の具体的内容としては、運用に係る命令、当該命令の実施状況、武器使用基準を含む対処要領、行動基準等が含まれる。
- 2 「自衛隊の運用に関する見積り若しくは計画」とは、防衛出動等の具体的な任務を与えられた場合の自衛隊の対処に関する計画、及び当該計画を作成するために必要又有用な内外の諸情勢その他の事項に関する分析評価又は予測をいう。自衛隊の効率的かつ効果的な運用のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要不可欠であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。具体的には、「防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛省訓令第8号）第18条）<sup>\*1</sup>及びこの計画の作成に資するために作成される見積り<sup>\*2</sup>等が挙げられる。  
「自衛隊の運用に関する研究」とは、自衛隊の効率的かつ効果的な運用に資すること等を目的として行う運用に関する各種の研究をいう。
- 3 これらの事項が漏えいした場合、自衛隊の具体的な対処要領や活動状況等、自衛隊の運用の態勢、関心事項等の手の内が明らかになることから、相手国が我が国を効果的に侵攻することが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

\*1 防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛省訓令第8号）（抄）

第18条 防衛、警備等に関する計画は、年度業務計画の実施により整備、維持等される防衛力を参考として、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態及び間接侵略その他治安維持上重大な事態が生じた際に自衛隊が対処する場合における基本的事項等について定めることとする。

2 （略）

\*2 情報業務の実施に関する訓令（平成18年防衛省訓令第21号）（抄）

第20条 防衛諸計画の作成等に関する訓令第18条に規定される防衛、警備等に関する計画の作成に資することを目的として、情報本部が作成する内外の諸情勢に関する見積りの作成等に関し必要な事項は別に定める。

- 一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

(参考) 自衛隊法別表第四

- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

- 1 「防衛に関し収集した重要な情報」とは、防衛に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「防衛に関し収集した重要な情報」には、防衛を所掌する防衛省が収集した情報の他に、他の行政機関が収集した情報であって、防衛に資するものも含まれ得る。
- 2 「防衛に関し収集した電波情報」とは、防衛に関して収集した通信情報（COMINT）、電子情報（ELINT）及び宇宙飛翔体情報（TELINT）をいう。  
 具体的には、「通信情報」とは、通信の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「電子情報」とは、レーダー波、航法用電波など通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「宇宙飛翔体情報」とは、電子情報のうち、弾道ミサイル等の宇宙飛翔体から通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報をいう。
- 3 「防衛に関し収集した画像情報」とは、防衛に関して、人工衛星、航空機、ヘリコプター等を利用して地表面等の観測や撮像を行った結果として得た画像情報及び当該画像情報を処理・分析して得られる情報をいう。具体的には、自衛隊が収集・処理した画像情報の他に、内閣衛星情報センターが収集・処理した画像情報等が挙げられる。
- 4 「防衛に関し収集したその他の重要な情報」とは、「電波情報」や「画像情報」と同等程度に重要と判断されるその他の情報をいい、具体的には、外国政府等からの提供情報や総合的な分析成果等が挙げられる。
- 5 これらの事項が漏えいした場合、
  - ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる
  - ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる
  - ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
    - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
    - ・ 情報業務の間隙を衝かれる
 こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの  
 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

(参考) 自衛隊法別表第四

三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力

- 1 「情報の収集整理」とは、「防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法をいう。  
 「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。  
 「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。  
 「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。
- 2 「情報の収集整理の能力」とは、能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいい、具体的には、電波情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な通信網等、画像情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な地域、場所等が挙げられる。  
 「情報の収集整理の能力」には、防衛省の情報の収集整理に関する能力の他に、防衛省に防衛に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。
- 3 これらの事項が漏えいした場合、
- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる
  - ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる
  - ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
    - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
    - ・ 情報業務の間隙を衝かれる
- こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

(参考) 自衛隊法別表第四

四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

- 1 「防衛力」とは、侵略を排除する国家の意思と能力を表すものとして、侵略を未然に防止し、万一侵略を受けた場合にはこれを排除する機能を有するものであり、自衛隊の部隊の規模や編成、装備品等の種類や数量等、我が国を防衛する上で必要な人的、物的その他の能力の総体をいう。

「防衛力の整備」とは、現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術等の動向等を踏まえ、部隊の改編、装備品等の整備等により我が国の安全を確保するために適切な防衛力を構築又は維持することをいう。

- 2 「防衛力の整備に関する見積り若しくは計画」とは、防衛力の整備を行うために作成する計画、及び当該計画を作成する際に必要又有用な内外の諸情勢等に関する分析評価又は予測をいう。防衛力の効率的かつ効果的な整備のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要不可欠であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。具体的には、「統合中期防衛構想」(防衛諸計画の作成等に関する訓令(昭和52年防衛省訓令第8号)第8条及び第9条)<sup>\*1</sup>として作成される防衛力整備に関する計画及びこの計画の作成に資するために作成される「統合中期情報見積り」(情報業務の実施に関する訓令(平成18年防衛

\*1 防衛諸計画の作成等に関する訓令(昭和52年防衛省訓令第8号)(抄)

第8条 統合中期防衛構想は、原則としてその作成する年度の2年後の年度以降5年間を対象とし、統合長期防衛戦略を参考として、努めて科学的分析評価を行い、内外の諸情勢を踏まえて我が国に対する脅威を分析し、これに対する防衛構想、防衛の態勢及び統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの各自衛隊の体制に関する基本構想について検討するとともに、対象期間内における防衛力整備上重視すべき事項を明らかにし、中期計画の策定並びに陸海空自衛隊中期能力見積り及び統合中期能力見積りの作成等に資することを目的とする。

2 (略)

第9条 統合幕僚長は、統合中期防衛構想を原則として5年毎に作成し、その作成する年度末までに防衛大臣に報告するものとする。

2 統合幕僚長は、統合中期防衛構想の作成に当たっては、内外の諸情勢については情報業務の実施に関する訓令第19条の規定により情報本部長が作成する統合中期情報見積りを踏まえるものとする。

3 (略)

省訓令第21号)第19条)<sup>1</sup>等が挙げられる。

「防衛力の整備に関する研究」とは、現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術の動向等に関する分析を踏まえた将来の防衛力の在り方の検討に資する研究をいう。

- 3 これらの事項が漏えいした場合、現在の我が国の防衛力の問題点に加えて、将来的な防衛力の方向性が明らかになることから、相手国が我が国の防衛力の弱点をつく効果的な作戦の遂行や軍事力の構築を行うことが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。<sup>2</sup>

\*1 情報業務の実施に関する訓令(平成18年防衛省訓令第21号)(抄)

第19条 統合中期情報見積りは、原則としてその作成する年度の2年後の年度以降5年間を対象とし、我が国に対する脅威の動向を中心に内外の諸情勢について見積もり、防衛諸計画の作成等に関する訓令第9条の規定に基づく統合中期防衛構想の作成に資することを目的とする。

2・3 (略)

\*2 本号に該当する事項は、現在の我が国の防衛力の問題点や将来の防衛力の方向性を明らかにする内容を含み得るため、特別秘密の対象となり得ると考えられるが、多額の予算を必要とする防衛力の整備について国民の理解を得る観点等から、防衛力の整備に関する計画の概要については、中期的な観点から防衛力を整備するための政府の方針である「中期防衛力整備計画」や各年度の予算において公表されている。

一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの

ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量

(参考) 自衛隊法別表第四

五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量

1 「防衛」とは、直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国が実力をもって守ることをいい、直接的な作戦行動（戦闘行動）のみを指すのではなく、情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動を行うために必要不可欠又は密接な関連を有する諸活動を含む。

「防衛の用に供する」とは、自衛隊が直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国が実力をもって守るための作戦行動及び作戦行動に必要な不可欠又は密接な関連を有する諸活動（以下「作戦行動等」をいう。）に用いることを意味する。本別表は、漏えいした場合に我が国の防衛に極めて重大な支障を来す可能性のある事項の範囲を限定的に明示するものであることから、「防衛の用に供する物」は、防衛のために用いられる物件の全てではなく、自衛隊が直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守るための作戦行動等を行う際に使用されることを、その物の属性上又は用途上の本来的な目的とする物件等に限定され、具体的には、武器、弾薬、船舶、航空機の他に、戦車、装甲車等の車両等が挙げられる。

このため、「防衛」のために使用される可能性がある物件等のうち、自衛隊が使用する事務用機器等、当該物件の属性上又は用途上の本来的目的として、自衛隊が直接侵略及び間接侵略に対して我が国を実力をもって守るために用いるとは解されないものについては、本号の「防衛の用に供する物」には該当しない。

なお、自衛隊法別表第四第五号は、施設と物件の二面性を有する船舶が同法第121条の「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」に含まれないと解されていることを踏まえ、別表における「防衛の用に供する物」に船舶が含まれることを括弧書きで規定しているが、本法においては、船舶を武器、弾薬及び航空機と並記した上で、施設としての性格も備えている船舶を「防衛の用に供する物」の例示とするのは必ずしも適当といえないため、「その他の防衛の用に供する物」の「その他の」を「その他」としている。

2 「防衛の用に供する物の種類又は数量」とは、各部隊等や各機関若しくは自衛隊が全体として保有している装備品等の種類又は数量をいう。

これらの事項が漏えいした場合、個別の部隊等又は自衛隊全体の戦闘能力や継戦能力等が明らかになることから、相手国が自衛隊の部隊等の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

【参照条文】

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）

第二百一十一条 自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの
  - へ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

(参考) 自衛隊法別表第四

六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

- 1 「防衛の用に供する通信網の構成」とは、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする通信網の拠点、経路又はその容量等をいう。このため、一般業務用の通信網や基地内LANといったものは、「防衛の用に供する通信網の構成」には含まれない。
- 2 「防衛の用に供する通信の方法」とは、有線・無線を問わず自衛隊が発受する防衛の用に供する通信の方法をいい、具体的には、部隊等の使用する周波数、通信の方式（電波の送り方等）等が挙げられる。
- 3 これらの事項が漏えいした場合、相手国が通信内容を傍受することが容易となり、自衛隊の作戦行動等の詳細が明らかになるおそれがあること、また、相手国が通信網を破壊することにより自衛隊の通信を妨害することが可能になることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。



- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの  
 ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

(参考) 自衛隊法別表第四

七 防衛の用に供する暗号

- 1 「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「防衛の用に供する暗号」とは、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号を意味する。具体的には、自衛隊の部隊等が防衛出動の際に他の部隊等との通信内容を秘匿するために用いる暗号等が挙げられる。

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した自衛隊の通信内容を解読し、自衛隊の作戦行動等の詳細を知ること、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

- 2 「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、防衛に関し収集した重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。本法においては、「防衛に関し収集した重要な情報」に、防衛省以外の行政機関が収集した情報であつて、防衛に資するものが含まれ得るところ、当該情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号は自衛隊法別表第四の「防衛の用に供する暗号」に当たらないことを踏まえ、「その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」を追加的に規定することとしている。

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの  
チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発  
段階のものの仕様、性能又は使用方法

(参考) 自衛隊法別表第四

八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究  
開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

- 1 「武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物」とは、自衛隊が作戦行動等を行う際に用いられることを、その属性上又は用途上の本来の目的とする物件をいい、具体的には、武器、弾薬、船舶及び航空機他に、戦車、装甲車等の車両等が挙げられる（詳細については、ホ号の解説を参照）。
- 2 「仕様」とは、装備品等の構造（内部的な組立て及び材質）、形状又は強度をいう。具体的には、潜水艦のプロペラの材質又は形状、戦車等の装甲厚等が挙げられる。  
「性能」とは、装備品等がその目的に従って使用された場合に発揮する特性や能力をいう。具体的には、誘導弾の目標対処性能、潜水艦の潜航可能深度等が挙げられる。  
「使用方法」とは、装備品等の物理的な操作方法のみならず、その装備品等の本来の目的にかなった最も有効適切な操作方法をいう。具体的には、機雷の敷設深度等が挙げられる。
- 3 これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。
- 4 研究開発段階にある装備品等についても、その仕様、性能又は使用方法が漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
- リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
- の製作、検査、修理又は試験の方法

(参考) 自衛隊法別表第四

九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの

の製作、検査、修理又は試験の方法

- 1 「武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物」とは、自衛隊が作戦行動等を行う際に用いられることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする物件をいい、具体的には、武器、弾薬、船舶及び航空機他に、戦車、装甲車等の車両等が挙げられる(詳細については、ホ号の解説を参照)。
- 2 「製作の方法」とは、装備品等又はそれらに用いられる部品、システム等を製作するために必要な知識又は技術をいう。具体的には、潜水艦の内殻構造等の設計や戦車の防弾鋼板等の製作の方法が挙げられる。  
「検査の方法」とは、装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を検査するために必要な知識若しくは技術又は当該検査の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、検査から得られるデータ等から性能や特性が明らかになる機雷、レーダー等の検査の方法が挙げられる。  
「修理の方法」とは、装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を修理するために必要な知識若しくは技術又は当該修理の結果として得られるデータをいう。具体的には、曳航式パッシブソナーや秘匿装置等の修理の方法が挙げられる。  
「試験の方法」とは、装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等の試験を行うために必要な知識若しくは技術又は当該試験の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、試験から得られるデータ等から周波数等の特性が明らかになるレーダー等の試験の方法が挙げられる。
- 3 これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。
- 4 研究開発段階にある装備品等についても、その仕様、性能又は使用方法が漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

- 一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの  
 又 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

(参考) 自衛隊法別表第四

- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

- 1 「防衛の用に供する施設」とは、自衛隊が作戦行動等を行う際に用いられることを、その属性上又は用途上の本来的な目的としている施設（土地、建物及びその付属施設をいう。建物及びその付属施設の用途に従って当然に存在する若しくはその効用を増す器材等、例えば電気回線、通信回線若しくは警備システム等を含む。）をいい、具体的には、作戦行動の際に指揮所として使用される施設等が挙げられる。他方、自衛隊が所有している宿舍又は厚生施設等の施設は、「防衛の用に供する施設」には含まれない。
- 2 「設計」とは、防衛の用に供する施設の構造（内部的な組立て及び材質）又は当該施設に求められている強度をいう。具体的には、特定の区画が基地内若しくは建築物の内部のどこに存在するか、又は電気回線、通信回線若しくは警備システムの構成や配置等が挙げられる。  
 「性能」とは、防衛の用に供する施設がその用途に従って使用された場合に実際に発揮される特性、強度又は能力（施設の設計目的が達成されているか）をいう。具体的には、シールド性能、抗たん性能等が挙げられる。  
 「内部の用途」とは、防衛の用に供する施設の内部、例えば、ある区画（部屋）がいかなる目的で使用されているかをいう。
- 3 これらの事項が漏えいした場合、防衛の用に供する施設の防護能力等が明らかになり、自衛隊の作戦行動等に重大な支障を来す可能性があることから、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

## 別表事項の解説（外交に関する事項）

二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの

イ 我が国の安全保障等に係る外交政策（その企画及び立案に関する検討内容を含む。）

※（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において、「安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一 安全保障

二 国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国政府（日本国政府が承認していないものを含む。）との間で生じている問題の解決

1 外交は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに良好な国際環境の整備を図る上で、また、調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図る上で重要な活動であり、広範多岐な活動が含まれるところ、国の存立に深く関わる重要な情報の漏えいの防止を図るといふ本法の趣旨に鑑み、ここでは、主として安全保障等に関する事項に限定することとしている。

2 「安全保障」とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味する。<sup>1</sup> 我が国は、適切な防衛力の整備、維持及び運用に努め、日米安全保障体制を堅持し、我が国を取り巻く国際環境の安定を確保するための外交努力や国際平和協力を推進するとの基本方針の下、安全保障政策を実施している。

「国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国政府（日本国政府が承認していないものを含む。）<sup>2</sup>との間で生じている問題の解決」とは、外国政府（我が国政府が承認していないものを含む。）との間で生じている領有権の問題又は国民の生命若しくは身体に対する被害等の問題を解決することをいう。具体的には、北方領土問題の解決、北朝鮮による拉致問題の解決等が挙げられる。

「安全保障」は、国家及び国民の安全を保つことを意味するのに対して、「国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国政府との間で生じている問題の

\*1 「安全保障」の定義（答弁書 平成二十三年十一月十一日内閣衆質一七九第二六号）

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

\*2 法令における一般的な用例では、「外国政府」に我が国が承認していないものが含まれ得るが、外務省設置法等においては、我が国が承認していない外国政府との交渉を「外国政府との交渉及び協力」ではなく「外国に関する政務の処理」で読み込んでいることを踏まえ、本法においては、「外国政府」に我が国が承認していないものが含まれることを括弧書きで明記している。

解決」は、既に侵害されている国の領域等の安全を回復することを意味するが、いずれも国際社会の中で国家及び国民の安全を実現することを内容とし、国の存立に深く関わる点で共通している。

3. 「我が国の安全保障等に係る外交政策(その企画及び立案に関する検討内容を含む。)」とは、我が国の安全保障等に関し策定した、我が国が主権国家として、国際社会において国益を追求するとともに諸外国と適切な関係を構築・維持していくに当たってとる基本的な政策をいい、その企画・立案に関する検討内容を含む。

このような外交政策には、外交交渉において我が国が確保すべき利益、構築すべき外国との関係等の達成すべき目標及びそれらを実現するための基本的方針等の外交上の重要な情報が含まれる。

4 これらの事項が漏えいした場合、

- ① 我が国の安全保障等に係る外交政策の実現を阻止するため、関係国が対抗措置や妨害措置を講じることが可能となり、我が国の利益の実現、望ましい外交関係の構築等が困難になる可能性がある
- ② 我が国と同盟国等との間の安全保障等に係る協力・連携の具体的内容が明らかになることにより、同盟国等との信頼関係が損なわれ、その後の安全保障等に係る協力・連携が困難になる可能性がある

ことから、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの

ロ 我が国の安全保障等に係る外国政府又は国際機関との交渉の方針又は内容

※ (定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において、「安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一 安全保障

二 国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国政府（日本国政府が承認していないものを含む。以下同じ。）との間で生じている問題の解決

1 「我が国の安全保障等に係る外国政府又は国際機関との交渉の方針又は内容」とは、我が国の安全保障等の実現のために外国政府又は国際機関との間で行う交渉のための対処方針又は交渉の内容をいい、具体的には、同盟国等との安全保障等に係る協力・連携についての交渉や、安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との当該懸案事項の解決のための交渉に際して作成される具体的な交渉方針、当該交渉の具体的内容等が挙げられる。

2 これらの事項が漏えいした場合、

① 交渉における我が国の手の内が交渉相手国に明らかになるため、当該交渉で望ましい結果を得ることが困難になる

② 交渉過程が第三国にも明らかになるため、交渉相手国との信頼関係が損なわれ、また、今後行われる第三国との同種の交渉においても我が国が望ましい結果を得ることが困難になる

こととなり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

※ (定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において、「安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一 安全保障

二 国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国政府（日本国政府が承認していないものを含む。以下同じ。）との間で生じている問題の解決

1 「外交に関し収集した重要な情報」とは、外交に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「外交に関し収集した重要な情報」には、外交を所掌する外務省が収集した情報の他に、他の行政機関が収集した情報であつて、外交に資するものも含まれ得る。

2 「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」の具体的内容としては、我が国の安全保障等を実現する上で必要となる外国の軍事動向等に関する内部情報、外国政府等からの提供情報等が挙げられる。

3 これらの事項が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・ 情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。



- 二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの  
 二 ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

- 1 「情報の収集整理」とは、「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法をいう。  
 「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。  
 「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。  
 「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。
- 2 「情報の収集整理の能力」とは、能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、外国の軍事動向等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。「情報の収集整理の能力」には、外務省の情報の収集整理に関する能力の他に、外務省に安全保障等に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。
- 3 これらの事項が漏えいした場合、
- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる
  - ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる
  - ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
    - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
    - ・ 情報業務の間隙を衝かれる
- こととなり、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

## 二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの

## ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

1 「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「外交の用に供する暗号」とは、外交に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来の目的とする暗号を意味し、具体的には、外務省本省と在外公館との間で情報を伝達するために用いられる暗号等が挙げられる。

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、安全保障等に係る外交を含む我が国の外交の手の内等の詳細を知ることが可能となり、また、他国との信頼関係が損なわれることから、我が国の安全保障等に係る外交を含む外交全般に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

2 「ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を外務省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

## 別表事項の解説（公共の安全と秩序の維持に関する事項）

- 三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの  
 イ 第二条第二項第一号に規定する行為その他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究

## ※ （定義）

## 第二条 （略）

- 2 この法律において、「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。  
 一 政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

## 二 （略）

## 3 （略）

- 1 「公共の安全と秩序」とは、法規又は社会的慣習をもって確立している国家及び社会の公の安全秩序を意味し、その維持を主な任務とする行政機関としては、警察庁、公安調査庁及び海上保安庁（以下「治安機関」という。）がある。治安機関の所掌事務は多岐に及ぶが、本号は、それらのうち、国の存立に深く関わる緊急事態への対処に関する事項を規定するものである。
- 2 「第二条第二項第一号に規定する行為」、すなわち「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」とは、いわゆるテロリズムのことであつて、「特定有害活動」の一つとして位置付けられている行為を「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」に該当する端的なものとして例示している。（詳細については口号にて説明。）
- 3 「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 24 条第 1 項に規定されているものである。当該緊急事態には、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態が含まれるが、本号は「公共の安全と秩序の維持に関する事項」であることから、いわゆるテロリズムのほか、同法第 25 条第 1 項に規定する緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急

に対処することが必要なもの)を想定している”。

緊急対処事態の具体例としては、

- (ア) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃（原子力事業所、石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設、危険物積載船等への攻撃）、
  - (イ) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃（大規模集客施設、ターミナル駅等に対する攻撃）、
  - (ウ) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃（放射性物質、生物剤、化学剤等による攻撃）、
  - (エ) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃（航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ）
- 等が挙げられる。

- 4 「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画」とは、緊急事態への適切な対処を確保するため、治安機関がとるべき措置の手順等をまとめた計画をいい、具体的には、重大テロ<sup>2</sup>が発生した場合の治安機関における対応要領等が挙げられる。

なお、自衛隊の運用に関する計画が内外の諸情勢等に関する緻密な見積りに基づいて作成され、両者に一体性が認められるのに対して、本号の計画はテロ情勢等を踏まえて作成されるものの、テロ情勢等に関する見積りとの一体性が薄いため、テロ情勢等に関する情報が口号により別途保護し得ることも踏まえ、本号には見積りを規定していない。

「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための研究」とは、緊急事態への効率的かつ効果的な対処に資すること等を目的として行う研究をいい、具体的には、緊急事態発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究等が挙げられる。

- 5 これらの事項が漏えいした場合、緊急事態に対処する治安機関の能力、態勢又は関心事項が明らかになることから、テロ組織等が治安機関の手の内を踏まえた効果的な攻撃を実施することが可能となり、国及び国民の安全に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

#### 【参照条文】

\*1 本号の緊急事態は、その性格上、大規模な自然災害や大規模な事故を対象とする必要がないことから、これらを含まない規定振りが望ましい。この点、武力攻撃事態対処法が基本的には武力攻撃事態を対象としており、その他の緊急事態に関する規定も武力攻撃事態に発展するおそれがある緊急対処事態など武力攻撃事態に類するものを想定していると解されること、また、大規模な自然災害や大規模な事故への対応は災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法等の別途の法律により手当てされていることから、武力攻撃事態対処法第24条第1項に規定する「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」が大規模な自然災害や大規模な事故を含むと解する余地はないと解される。

\*2 「重大テロ」とは、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズムをいう（平成10年4月10日閣議決定「重大テロ等発生時の政府の初動措置について」）。

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）

（その他の緊急事態対処のための措置）

第二十四条 政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十七条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2 （略）

（緊急対処事態対処方針）

第二十五条 政府は、緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。以下同じ。）に至ったときは、緊急対処事態に関する対処方針（以下「緊急対処事態対処方針」という。）を定めるものとする。

2～12 （略）

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの

ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報

※ (定義)

第二条 (略)

2 この法律において、「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二 外国の利益を図る目的で行われる活動であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ 大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であつて、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

3 (略)

1 「公共の安全と秩序の維持に関し収集した重要な情報」とは、公共の安全と秩序の維持に関して、情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理・分析した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「公共の安全と秩序の維持に関し収集した情報」には、治安機関が収集した情報の他に、他の行政機関が収集した情報であつて、公共の安全と秩序の維持に資するものも含まれ得る。

2 治安機関は「公共の安全と秩序の維持」に関する事項について様々な情報収集活動を行っているが、それらによって得られる情報を全て特別秘密の対象とすることは適当でない。このため、本号においては、国の存立に深く関わる「特定有害活動」に関する重要な情報のみを規定している。

3 「特定有害活動」については、我が国にとって有害な活動のうち、我が国の存立に影響を及ぼし得る程度のもので、第一にいわゆるテロ活動を、第二に、いわゆる対日有害活動、すなわち外国（我が国が承認していない国を含む。）が組織的に行う我が国にとって有害な活動のうち、その有害性の程度が特に高いものを規定している。

(1) 「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動」とは、国内外の組織によるいわゆるテロ活動をいう。

本規定は、平成 13 年の米国同時多発テロを受けて創設された自衛隊の警護出動に関する規定（自衛隊法第 81 条の 2 第 1 項）を参考としているが、警護出動が大規模テロを想定していることから「多数の人を殺傷し」と規定しているところ、本法においては、いわゆる要人テロを含む必要があることから、単に「人を殺傷し」としてい

る。また、テロリズムは国際的な脅威として国際的な取組により撲滅することが必要であることを踏まえ、我が国をターゲットとする活動に限定せず、また、活動を行う者の国籍、活動の場所について限定していない。

- (2) 「外国の利益を図る目的で行われる活動」であって、「我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得する活動」とは、いわゆる諜報活動のことであり、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持の観点のみならず、我が国の経済や科学技術等の維持発展の観点から秘匿すべき情報を、社会通念に照らして妥当とは認められない方法で収集する活動をさす。本号の「秘匿を要する情報」は、必ずしも政府の保有する情報に限定されず、民間が保有する機微な情報で他の法令で保護されているものも含み得る。

「大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」とは、大量破壊兵器（核兵器、生物兵器及び化学兵器）及びその運搬手段としてのミサイル並びにその関連物資の国際的な取引のうち、国際的枠組みに反するものをいう”。本号は、このうち「外国の利益を図る目的で行われる活動」を対象としており、具体的には、外国政府の職員や外国軍関係者が自ら行う場合、外国政府の職員等の依頼を受けた者が行う場合等が挙げられる。

また、「その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動」とは、「大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」と同程度に、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制の平穏な状態を著しく害し、又は害するおそれがある活動をいい、現時点においては、例えば、外国政府機関等による日本人の拉致が挙げられる。

なお、これらの活動は、外国が組織的に行うものであることから「外国の利益を図る目的で行われる活動」として規定しており、外国とのつながりを有しないブラックジャーナリスト等による不当利得のみを目的とした活動は含まない。

##### 5 「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」の具体

\*1 我が国は、大量破壊兵器関連物資が我が国を含む国際社会の安全を脅かす国家やテロリスト等に渡ることを防ぐため、大量破壊兵器の開発、生産等を禁止する条約（核不拡散条約、生物兵器禁止条約及び化学兵器禁止条約）を締結する他、以下のような国際的な輸出管理に関する枠組みに参加している。

① 核兵器関連：原子力供給国グループ（NSG）

1978年設立。現在、46か国参加。参加国は、原子力関連資機材・技術に関する品目リストについて、国内法令に基づき輸出管理を実施。

② 生物・化学兵器関連：オーストラリア・グループ（AG）

1985年設立。現在、40か国参加。参加国は、化学・生物兵器関連汎用品・技術等に関する品目リストについて、国内法令に基づき輸出管理を実施。

③ ミサイル関連：ミサイル技術管理レジーム（MTCR）

1987年設立。現在、34か国参加。参加国は、大量破壊兵器を運搬可能なミサイル及び関連汎用品・技術に関する品目リストについて、国内法令に基づき輸出管理を実施。

内容としては、国内外の組織によるテロ活動、我が国に対する外国情報機関等の諜報活動等に関する内部情報、外国政府等からの提供情報等が挙げられる。

6 これらの事項が漏えいした場合、

- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうため、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
  - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
  - ・ 情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、国及び国民の安全等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

【参照条文】

○自衛隊法（昭和29年法律第165号）

（自衛隊の施設等の警護出動）

第八十一条の二 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

一 自衛隊の施設

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域（同協定第二十五条の合同委員会において自衛隊の部隊等が警護を行うこととされたものに限る。）

2・3 （略）



三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの  
ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

1 「情報の収集整理」とは、「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

2 「情報の収集整理の能力」とは、能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、国内外の組織によるテロ活動等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。「情報の収集整理の能力」には、治安機関の情報の収集整理に関する能力の他に、治安機関に公共の安全と秩序の維持に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

3 これらの事項が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

- ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
- ・ 情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、国及び国民の安全等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

- 三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの  
ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

1 「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号をいい、具体的には、治安機関がテロ等の緊急事態に対処する際に用いる暗号、治安機関において特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、テロ等の緊急事態に対処する治安機関の活動等の詳細を知ることが可能となり、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、国及び国民の安全等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

2 「口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号をいい、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を治安機関に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となり、国及び国民の安全等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

**RE: 第18回持ち込み資料に対する質問について**

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年3月2日 18:13

宛先:

添付ファイル: 20120223 外国政府等用語の取扱い(整理メモ).jtd (23 KB)

警察庁 様

いつもお世話になっております。

本日いただいた質問の「1 条文素案関係(第2条関係)」について、  
外務省に送付済みの、「外国」という用語に関する整理ペーパーを送らせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 )

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

差出人:

送信日時: 2012年3月2日 13:46

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

件名: 第18回持ち込み資料に対する質問について

内調

様

お世話になっております。

警察庁の 様です。

標記について添付のとおり質問を提出致します。

様

平成24年2月23日

本法における「外国政府」等の用語の取扱いについて（整理メモ）

1 法令用語としての「外国」については、「日本国以外の国をいい、地理的意味で用いられるときは、日本国以外の地域をいう」（「法令用語辞典（第8次改訂版）」学陽書房）とされており、大別して①日本国以外の国家、②日本国の領域以外の地理的領域の2つの意味で用いられている。

法令用語としての「外国政府」については、上記「法令用語辞典」に掲げられていないが、上記①の意味で外国を捉えた上で、当該国家の政府を表現していると考えられる。

2 国家は国際法上の本源的な主体であり、その要件について、質問趣意書に対する政府答弁書では「一定の領域においてその領域に在る住民を統治するための実効的政治権力を確立していること」とされている（内閣衆質164第322号、平成18年6月16日）。

国家の要件を満たすものは、国際法上「国家」たり得るが、国家の一部の分離・独立や、革命等による政府の交替があった場合には、他国による国家承認・政府承認の問題が生じ、それらがなければ、その国家・政府との間には国際法上の関係が発生しないこととなる。

相当数の国家が国家承認しており、我が国が国家承認していない国として、北朝鮮、中華民国、パレスチナ自治区等が挙げられる。

3 法令用語としての「外国」（上記①の意味のもの）ないし「外国政府」には、通常、我が国が国家承認・政府承認していないものも含まれ得ると考えられる。

○ 上述の「法令用語辞典」における「外国」の解説においては、国家承認等についての言及なし。

○ 刑法では、第81条（外患誘致）、第92条（外国国章損壊等）、第149条（外国通貨偽造及び行使等）等で上記①の意味で「外国」が用いられているが、いずれも事実上国家として存立していれば足り、我が国が国家承認している必要はないと解されている（「条解刑法（第2版）」弘文堂）。

○ 出入国管理及び難民認定法第2条第5号（旅券の定義）に「日本国政府の承認した外国政府」との用例あり（国勢調査令にも同じ用例あり）。

4 他方、外務省設置法は、第4条（所掌事務）第2号において「日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること」と規定している。

外務省設置法及び外務省組織令においては、我が国が承認している外国政府との交渉・協力を「外国政府との交渉及び協力」で読み込む一方、我が国が承認していない外国政府との交渉については、「外国」をあえて上記②の意味に用いることを条文上明らかにした上で「外国に関する政務の処理」で読み込んでいると考えられる。これは、外交

が国際法上の関係を中心に観念されるものであり、国家承認等の有無が国際法上の関係を発生させるか否かにおいて決定的な要素であることに着目してなされた整理であると考えられる。

- 5 本法では、「安全保障等」を定義する第2条第3項第2号及び別表第2号ロにおいて、対象に北朝鮮を含ませる必要がある。

この点、上記3に従い、「・・・について外国政府との間で生じている問題の解決」、「安全保障等に係る外国政府又は国際機関との交渉又は内容」と規定することで足りる筈であるが、これらの規定が外交に密接に関連するものであるため、上記4で述べた外務省設置法等における整理に引きずられ、未承認国家である北朝鮮政府が読めないと考えられるおそれが生じると考えられる。

このため、これらの規定については、未承認国家も対象となることを明確にするため、「外国政府（日本国政府が承認していないものを含む。）」と規定することとする。

- 6 他方、特定有害活動を定義する第2条第2項第2号については、同じく北朝鮮を対象に含ませる必要があるが、

○ 「国の利益」の用例はあるが「政府の利益」の用例はないことから、あえて「外国政府の利益を図る目的で」と規定する必要がなく、「外国の利益を図る目的で」と規定することが適切と考えられること

○ 第2条第3項第2号や別表第2号ロに比べると外交との関連が薄く、仮に外務省設置法等における整理に引きずられたとしても、「外国」は、上述のとおり外務省設置法等において上記②の意味で用いられており、未承認国家を排除するような誤解が働く余地がないこと

から、「外国の利益を図る目的で」と規定すれば足りると考えられる。

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 85 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のシフト 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

(件名なし)

送信済みアイテム

削除済みアイテム

メモ

迷惑メール

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

17:56

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

17:22

17:21

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル

防衛省送付資料 zip (55 KB)

ル

2012年3月9日 17:21

防衛省 防衛政策局調査課 様、様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第20回)を来週12日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968  
東京都千代田区永田町1-6-1  
TEL:03-5253-2111(内線)  
E-Mail:

メール

予定表

連絡先

タスク

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 85 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付の並び 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

(件名なし)

送信済みアイテム

[REDACTED]

17:56

削除済みアイテム

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

メモ

[REDACTED]

17:22

迷惑メール

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

17:21

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先

添付ファイル (5) すべての添付ファイルをダウンロード

件名: 衆文策案.jtd (58 KB); 読審表.jtd (128 KB); 持込資料リスト.jtd (24 KB); 「外国」等の取扱いについて.jtd (68 KB); 指定の解

除について.jtd (93 KB)

2012年03月09日 17:21

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第20回)を来週12日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(衆文案案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968  
東京都千代田区永田町1-6-1  
TEL:03-5253-2111(内線: [REDACTED])  
E-Mail: [REDACTED]

メール

予定表

連絡先

タスク

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 85 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のストリップ 新しい日付が上

受信トレイ 今日

下書き (件名なし)

送信済みアイテム 17:56

削除済みアイテム

メモ

迷惑メール

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

### 【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先

添付ファイル 外務省送付資料 zip (55 KB)

ル

2012年3月9日 17:21

外務省 大臣官房総務課 様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第20回)を来週12日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968  
東京都千代田区永田町1-6-1  
TEL:03-5253-2111(内線)  
E-Mail:

メール

予定表

連絡先

タスク



サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 85 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ メールボックス全体の受発

内調職員061(内閣情報調査室) 日付の並び 新しい日付が上

受信トレイ	今日	
下書き	(件名なし)	
送信済みアイテム	[ご連絡]内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について	17:56
削除済みアイテム	[ご連絡]内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について	
メモ	[ご連絡]内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について	17:22
迷惑メール	[ご連絡]内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について	17:21

### 【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先 [REDACTED]

添付ファイル 法務省送付資料.zip (55 KB)

ル

2012年3月9日 17:21

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第20回)を来週12日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れがありますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....

内閣官房 内閣情報調査室

[REDACTED]

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線: [REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]

.....

- メール
- 予定表
- 連絡先
- タスク

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 85 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

(件名なし)

送信済みアイテム

[REDACTED]

17:56

削除済みアイテム

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

メモ

[REDACTED]

17:22

迷惑メール

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

17:21

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: [REDACTED]

添付ファイル 公安庁送付資料 (55 KB)

ル

2012年3月9日 17:20

公安調査庁 総務部総務課審理室 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第20回)を来週12日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室

[REDACTED]  
〒100-8968  
東京都千代田区永田町1-6-1  
TEL:03-5253-2111(内線: [REDACTED])  
E-Mail: [REDACTED]

メール

予定表

連絡先

タスク

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

ユーザー検索 オプション

メール 送信済みアイテム 35 アイテム

お気に入り 受信トレイ 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

(件名なし)

送信済みアイテム

削除済みアイテム

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

17:56

メモ

迷惑メール

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

17:22

17:21

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル 警察庁送付資料 zip (55 KB)

ル

2012年3月8日 17:20

警察庁 警備局警備企画課 藤原様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第20回)を来週12日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案集等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968  
東京都千代田区永田町1-6-1  
TEL: 03-5253-2111(内線: )  
E-Mail:

メール

予定表

連絡先

タスク

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 85 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

(件名なし)

送信済みアイテム

[REDACTED]

17:56

削除済みアイテム

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

メモ

[REDACTED]

17:22

迷惑メール

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

17:21

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル 安危送付資料 zip (55 KB)

ル

2012年3月9日 17:20

内閣副長官補室(安危) 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第20回)を来週12日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
  - 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
  - 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
  - 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
  - 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
  - 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
  - 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
  - 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
  - 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
  - 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
  - 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
  - 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室

[REDACTED]  
〒100-8968  
東京都千代田区永田町1-6-1  
TEL:03-5253-2111(内線: [REDACTED])  
E-Mail: [REDACTED]

メール

予定表

連絡先

タスク

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 85 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 受信トレイ 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

(件名なし)

送信済みアイテム

[REDACTED]

17:56

削除済みアイテム

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

メモ

[REDACTED]

17:22

迷惑メール

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

[REDACTED]

17:21

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: 八幡 浩紀(官部・副長官補室)

添付ファイル: 外取送付資料 zip (55 KB)

ル

2012年3月9日 17:20

内閣副長官補室(外政) 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第20回)を来週12日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室

[REDACTED]  
〒100-8968  
東京都千代田区永田町1-6-1  
TEL:03-5253-2111(内線 [REDACTED])  
E-Mail: [REDACTED]

メール

予定表

連絡先

タスク

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 85 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

(件名なし)

送信済みアイテム

[ご連絡]内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

17:56

削除済みアイテム

[ご連絡]内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

メモ

[ご連絡]内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

17:22

迷惑メール

[ご連絡]内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

17:21

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先 高岩 重樹(副長官補本室); 岩瀬 太一(副長官補本室)

添付ファイル 内閣送付資料.zip (55 KB)

ル

2012年3月9日 17:20

内閣官房副長官室(内政) 高岩様、岩瀬様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第20回)を来週12日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968  
東京都千代田区永田町1-6-1  
TEL:03-5253-2111(内線)  
E-Mail

メール

予定表

連絡先

タスク

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 85 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のシフト 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

(件名なし)

送信済みアイテム

[REDACTED]

17:56

削除済みアイテム

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

メモ

[REDACTED]

17:22

迷惑メール

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

[REDACTED]

17:21

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先

送付ファイル 経産省送付資料 (55 KB)

ル

2012年3月9日 17:20

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 斉藤 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第20回)を来週12日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案集等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail

メール

予定表

連絡先

タスク

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第20回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年3月9日 17:22

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.zip (55 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第20回)を来週12日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査

部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査

部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み

第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査

第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)



- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

( )

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線: )

E-Mail: )

.....

1 条文案

- 素案
- 読替表

2 論点ペーパー（案）（内調内検討済み・他省庁協議未了）

- 本法における「外国」等の用語の取扱いについて
- 指定の解除について

## 特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（※傍線部は今後特に検討を要する部分）

## （目的）

第一条 この法律は、多様化する国際情勢の下で政府が国の安全保障をはじめとする責務を果たすためには、情報を適確に保護する体制を確立した上で幅広い情報の収集、整理及び活用を図ることが重要であること等に鑑み、併せて高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い情報の漏えいの危険性が增大していることを踏まえ、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものについて、その保護に関し必要な事項を定めることによりその漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全その他の利益の確保に資することを目的とする。

## （定義）

第二条 この法律において、「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、官内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち国家公安委員会にあつては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置

かれる機関にあつては当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において、「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の利益を凶る目的で行われる活動であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ 大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であつて、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

3 この法律において、「安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一 安全保障

二 国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国との間で生じている問題の解決

(特別秘密の指定)

第三条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての別表各号に該当する事項であつて、公になっていないものうち、我が国の防衛上、外交上又は公共の安全と秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

(指定の有効期間及び解除)

第四条 行政機関の長は、前条第一項の指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、前条第一項の指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了するときにおいて、当該指定に係る事項が同項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、特別秘密として指定した事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

(指定の調整等)

第五条 行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（以下この条において「共有事項」という。）を特別秘密として指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

2 行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項を特別秘密として指定したときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

3 警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る事項（以下この項において「警察共有事項」という。）を特別秘密として指定したとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

4 行政機関の長は、他の行政機関の長が特別秘密として指定した共有事項が第三条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかに当該他の行政機関の長にその旨を通知するものとする。

(他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務)

第六条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。第十一条において同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

（行政機関における特別秘密の取扱者）

第七条 行政機関における特別秘密の取扱いは、次条の規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められた職員又は第九条の規定により適性を有すると仮に認められた職員がこれを行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。



一 その職員が、当該行政機関の長である場合

二 その職員が、次に掲げる職を占める者である場合

イ 国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ 内閣官房副長官

ハ 副大臣

ニ 大臣政務官

ホ イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三 特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務であつて偶発的に発生する

ものに従事する職員に対し、行政機関の長が適性評価（次条の規定により適性を評価することをいう。

第九条において同じ。）に類する措置として政令で定めるものを講じた上で、当該職員が当該事務を遂

行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

（行政機関の職員に係る適性評価）

第八条 適性評価は、行政機関の長が、当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれる者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

2 適性評価により適性を有すると認められた職員が特別秘密を取り扱うことができる期間は、行政機関の長が当該職員に対し第七項の規定による通知をした日から起算して五年を経過する日までの間とする。

3 適性評価は、対象職員について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがない者であるかどうかについて評価することにより行う。

一 特定有害活動との関係に関する事項

二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）

六 精神疾患に関する事項

七 飲酒についての節度に関する事項

4 行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものを調査するものとする。

5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前二項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に対し告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。

6 行政機関の長は、第三項及び第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員を対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、対象職員に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

7 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。

8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知する

ものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

9 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。

一 第七項の通知をした日から起算して四年六月を経過した職員について、第二項の期間の満了後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれる場合

二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合

10 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかったとき（前項第二号の場合に限る。）又は行政機関の長がその職員に対し当該適性評価に係る第七項の通知をしたときは、従前の適性評価に係る第二項の期間は満了したものとする。

第九条 行政機関の長は、適性評価（前条第九項各号のいずれかに該当する場合において実施するものを除く。）を実施中の対象職員による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該対象職員について前条第三項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項に関する調査を終了した時以後において、

当該事項に関して特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると評価すべき事由がなく、かつ、同項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項に関して当該事由又はこれとなり得る事由がないときは、適性を有すると仮に認めることができる。

2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めるときは、その旨を対象職員に対し通知するものとする。

3 第一項の規定により適性を有すると仮に認められた対象職員が特別秘密を取り扱うことができる期間は、行政機関の長が当該対象職員に対し前項の通知をした日から起算して三月を経過する日までの間とする。

4 行政機関の長が前項の対象職員に対し前条第七項の通知をしたときは、前項の期間は満了したものとす  
る。

(都道府県警察における特別秘密の取扱者及び適性評価)

第十条 第七条(第二号を除く。)及び前二条の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第七条中「行政機関における」とあるのは「都道府県警察における」と、

「次条」とあるのは「第十条において準用する第八条」と、「第九条」とあるのは「第十条において準用

する第九条」と、同条から前条までの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第八条第一項中「当該行政機関」とあるのは「当該都道府県警察」とそれぞれ読み替えるものとする。

(契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の条件及び適性評価)

第十一条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、次項の規定により適用する第八条の規定により適性を有すると認められた役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。以下この条において同じ。）又は次項の規定により適用する第九条の規定により適性を有すると仮に認められた役職員等が特別秘密を取り扱う旨の条件を付するものとする。

2 行政機関の長が第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、契約業者の役職員等を当該行政機関の職員とみなして、第八条及び第九条の規定を適用する。この場合において、第八条第七項及び第九条第二項中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象役職員等」とする。  
(適性評価の実施に当たって取得する個人情報利用及び提供の制限)

第十二条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たつて取得する個人情報から自ら利用し、又は提供してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第十三条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五号に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかつたこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2 契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施に同意しなかつたこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(その他の保護措置)

第十四条 行政機関の長及び警察本部長は、第三条から第十一条までに定めるもののほか、政令で定めると

ころにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十六条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び一千万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。



第十七条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び一千万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前二項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

第十八条 第十六条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第十六条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十九条 第十六条第三項若しくは第十七条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十六条第一項、第二項若しくは第十七条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第二十条 第十六条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第十七条及び第十八条の罪は、刑法第二条の例に従う。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第七条（第十条において準用する場合を含む。）及び第十一条第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### (自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「第七章 自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第二百二十六条」を「第二百二十五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

### 第七章 自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第二百二十二条を削り、第二百二十三条を第二百二十二条とし、第二百二十四条から第二百二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第四を削る。

(防衛秘密に関する経過措置)

第三条 施行日の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内での有効期間を定めるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## (内閣法の一部改正)

第六條 内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成 年法律第 号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び」を加える。

## 別表（第三条関係）

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
  - イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
  - ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
  - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- 二 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

- ト 防衛の用に供する暗号その他口に掲げる情報の伝達のに供する暗号
- チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）
- 二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの
  - イ 我が国の安全保障等に係る外交の構想
  - ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の方針又は内容
  - ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報
  - ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
  - ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達のに供する暗号
- 三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 第二条第二項第一号に規定する行為その他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

○都道府県警察における特別秘密の取扱者及び適性評価（第十条関係）

〔行政機関（読替え前）〕

都道府県警察（読替え後）

（行政機関における特別秘密の取扱者）  
 第七条 行政機関における特別秘密の取扱いは、次条の規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められた職員又は第九条の規定により適性を有すると仮に認められた職員がこれを行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、当該行政機関の長である場合  
 二 （略）  
 三 特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務であつて偶発的に発生するものに従事する職員に対し、行政機関の長が適性評価（次条の規定により適性を評価すること）をいう。第九条において同じ。）に類する措置として政令で定めるものを講じた上で、当該職員が当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

（行政機関の職員に係る適性評価）  
 第八条 適性評価は、行政機関の長が、当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれる者（以下「対象職員」という。

（都道府県警察における特別秘密の取扱者及び適性評価）  
 第十条 第七条（第二号を除く。）及び前二条の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第七条中「行政機関における」とあるのは「都道府県警察における」と、「次条」とあるのは「第十条において準用する第八条」と、「第九条」とあるのは「第十条において準用する第九条」と、同条から前条までの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第八条第一項中「当該行政機関」とあるのは「当該都道府県警察」とそれぞれ読み替えるものとする。  
 【以下第七条（第二号を除く。）、第八条及び第九条の準用部分（傍線部分）が読替え部分】

（行政機関における特別秘密の取扱者）  
 第七条 都道府県警察における特別秘密の取扱いは、第十条において準用する第八条の規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められた職員又は第十条において準用する第九条の規定により適性を有すると仮に認められた職員がこれを行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、当該警察本部長である場合  
 二 （略）  
 三 特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務であつて偶発的に発生するものに従事する職員に対し、警察本部長が適性評価（第十条において準用する第八条の規定により適性を評価すること）をいう。第十条において準用する第九条において同じ。）に類する措置として政令で定めるものを講じた上で、当該職員が当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

（行政機関の職員に係る適性評価）  
 第八条 適性評価は、警察本部長が、当該都道府県警察の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれる者（以下「対象職員」という。

- （）に対して実施する。
- 2 適性評価により適性を有すると認められた職員が特別秘密を取り扱うことができる期間は、行政機関の長が当該職員に対し第七項の規定による通知をした日から起算して五年を経過する日までの間とする。
  - 3 適性評価は、対象職員について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがない者であるかどうかについて評価することにより行う。
    - 一 特定有害活動との関係に関する事項
    - 二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
    - 三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
    - 四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
  - 五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）
  - 六 精神疾患に関する事項
  - 七 飲酒についての節度に関する事項
  - 4 行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものを調査するものとする。
  - 5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前二項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に対し告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。
  - 6 行政機関の長は、第三項及び第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、対象職員に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
  - 7 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。
  - 8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を

- （）に対して実施する。
- 2 適性評価により適性を有すると認められた職員が特別秘密を取り扱うことができる期間は、警察本部長が当該職員に対し第七項の規定による通知をした日から起算して五年を経過する日までの間とする。
  - 3 適性評価は、対象職員について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがない者であるかどうかについて評価することにより行う。
    - 一 特定有害活動との関係に関する事項
    - 二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
    - 三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
    - 四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
  - 五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）
  - 六 精神疾患に関する事項
  - 七 飲酒についての節度に関する事項
  - 4 警察本部長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものを調査するものとする。
  - 5 警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、警察本部長が前二項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に対し告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。
  - 6 警察本部長は、第三項及び第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、対象職員に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
  - 7 警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。
  - 8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、警察本部長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を



通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

9 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。  
一 第七項の通知をした日から起算して四年六月（P）を経過した職員について、第二項の期間の満了後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれる場合

二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合

10 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかつたとき（前項第二号の場合に限る。）又は行政機関の長がその職員に対し当該適性評価に係る第七項の通知をしたときは、従前の適性評価に係る第二項の期間は満了したものとする。

第九条 行政機関の長は、適性評価（前条第九項各号のいずれかに該当する場合において実施するものを除く。）を実施中の対象職員による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該対象職員について前条第三項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項に関する調査を終了した時以後において、当該事項に関して特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると評価すべき事由がなく、かつ、同項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項に関して当該事由又はこれとなり得る事由がないときは、適性を有すると仮に認めることができる。

2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたとときは、その旨を対象職員に対し通知するものとする。

3 第一項の規定により適性を有すると仮に認められた対象職員が特別秘密を取り扱うことができる期間は、行政機関の長が当該対象職員に対し前項の通知をした日から起算して三月を経過する日までの間とする。

4 行政機関の長が前項の対象職員に対し前条第七項の通知をしたときは、前項の期間は満了したものとする。

知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

9 警察本部長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。  
一 第七項の通知をした日から起算して四年六月（P）を経過した職員について、第二項の期間の満了後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれる場合

二 警察本部長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合

10 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかつたとき（前項第二号の場合に限る。）又は警察本部長がその職員に対し当該適性評価に係る第七項の通知をしたときは、従前の適性評価に係る第二項の期間は満了したものとする。

第九条 警察本部長は、適性評価（前条第九項各号のいずれかに該当する場合において実施するものを除く。）を実施中の対象職員による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該対象職員について前条第三項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項に関する調査を終了した時以後において、当該事項に関して特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると評価すべき事由がなく、かつ、同項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項に関して当該事由又はこれとなり得る事由がないときは、適性を有すると仮に認めることができる。

2 警察本部長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたとときは、その旨を対象職員に対し通知するものとする。

3 第一項の規定により適性を有すると仮に認められた対象職員が特別秘密を取り扱うことができる期間は、警察本部長が当該対象職員に対し前項の通知をした日から起算して三月を経過する日までの間とする。

4 警察本部長が前項の対象職員に対し前条第七項の通知をしたときは、前項の期間は満了したものとする。

○契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の条件及び適性評価（第十一条関係）

行政機関（読替え前）

契約業者（読替え後）

（行政機関の職員に係る適性評価）  
 第八条 適性評価は、行政機関の長が、当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれる者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

2 適性評価により適性を有すると認められた職員が特別秘密を取り扱うことができる期間は、行政機関の長が当該職員に対し第七項の規定による通知をした日から起算して五年を経過する日までの間とする。

3 適性評価は、対象職員について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがない者であるかどうかについて評価することにより行う。

一 特定有害活動との関係に関する事項  
 二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

（契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の条件及び適性評価）  
 第十一条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、次項の規定により適用する第八条の規定により適性を有すると認められた役員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。以下この条において同じ。）又は次項の規定により適用する第九条の規定により適性を有すると仮に認められた役員等が特別秘密を取り扱う旨の条件を付するものとする。

2 行政機関の長が第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、契約業者の役員等を行政機関の職員とみなして、第八条及び第九条の規定を適用する。この場合において、第八条第七項及び第九条第二項中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象役員等」とする。

【以下第八条及び第九条の適用部分（傍線部分が読替え部分）】  
 第八条（略）  
 2～6（略）

- 三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- 四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
- 五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）
- 六 精神疾患に関する事項
- 七 飲酒についての節度に関する事項
- 四 行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものを調査するものとする。
- 五 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前二項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に対し告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。
- 六 行政機関の長は、第三項及び第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、対象職員に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 七 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。
- 八 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を知るときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 九 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。
  - 一 第七項の通知をした日から起算して四年六月（P）を経過した職員について、第二項の期間の満了後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれる場合
  - 二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に

- 七 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び対象役職員等に対し通知しなければならない。
- 八  
九  
十 （略）

必要があると認める場合

10 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかったとき（前項第二号の場合に限る。）又は行政機関の長がその職員に対し当該適性評価に係る第七項の通知をしたときは、従前の適性評価に係る第二項の期間は満了したものとす。

第九条 行政機関の長は、適性評価（前条第九項各号のいずれかに該当する場合において実施するものを除く。）を実施中の対象職員による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該対象職員について前条第三項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項に関する調査を終了した時以後において、当該事項に関して特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると評価すべき事由がなく、かつ、同項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項に関して当該事由又はこれとなり得る事由がないときは、適性を有すると仮に認めることができる。

2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたとときは、その旨を対象職員に対し通知するものとする。

3 第一項の規定により適性を有すると仮に認められた対象職員が特別秘密を取り扱うことができる期間は、行政機関の長が当該対象職員に対し前項の通知をした日から起算して三月を経過する日までの間とする。

4 行政機関の長が前項の対象職員に対し前条第七項の通知をしたときは、前項の期間は満了したものとす。

第九条  
(略)

2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたとときは、その旨を契約業者及び対象役職員等に対し通知するものとする。

3・4 (略)

平成 24 年 3 月 日  
内閣情報調査室

本法における「外国」等の用語の取扱いについて（案）

1 法令用語としての「外国」については、「日本国以外の国をいい、地理的意味で用いられるときは、日本国以外の地域をいう。」（「法令用語辞典（第8次改訂版）」学陽書房）とされており、大別して①日本国以外の国家、②日本国の領域以外の地理的領域の2つの意味で用いられている。

2 法令用語としての「外国」には、通常、我が国が承認していないものも含まれ得ると考えられる。<sup>\*1</sup>しかし、「外国」に我が国が承認していないものも含まれることを明確にするため、外務省設置法第4条第2号及び法務省組織令第62条第1項第4号において「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）」と規定している。外務省設置法の用例は上記①②のいずれの意味で用いられているか判然としないが、法務省組織令の用例は上記①の意味で用いられていると解される。

本法では、「特定有害活動」を定義する第2条第2項第2号及び「安全保障等」を定義する第2条第3項第2号において上記①の意味で「外国」を規定し、当該外国に未承認国家である北朝鮮を含ませる必要があるところ、上記の外務省設置法及び法務省組織令の用例を踏まえ、「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）」と規定することとする。

3 他方、別表第2号ロについては、対象に北朝鮮を含ませる必要があるところ、情報公開法第5条第3号の「・・・他国若しくは国際機関との交渉」という用例を参考に、「・・・外国又は国際機関との交渉の方針又は内容」と規定することが考えられるが、情報公開法の「他国」に中央銀行等も含まれると解されていることから<sup>\*2</sup>、何ら限定することなく「外国」と規定することは、対象事項を限定的に規定する別表の趣旨に照らして適当とはいえない。また、「外国政府」に未承認のものが含まれることを括弧書きで明記することも、同様の用例がないため適当とはいえない。

この点、第2条第2項第2号及び第2条第3項第2号において、「外国」に未承認国家が含まれることを明確にするため、「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）」

\*1 上述の「法令用語辞典」における「外国」の解説には国家承認等に関する言及がないが、例えば、刑法第81条（外患誘致）、第92条（外国国章損壊等）等で用いられている「外国」は、いずれも事実上国家として存立していれば足り、我が国が国家承認している必要はないと解されている。

\*2 「詳解情報公開法」（財務省印刷局）において、情報公開法第5条第3号に規定する「他国若しくは国際機関」は、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等）の事務局等を含むとされている。

と規定することとしたことから、別表第2号口においても「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）」を用いることが適当と考えられる。そこで、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第137条第3項第2号において「敵国軍隊等の属する外国の政府」と規定しており、これには未承認国家の政府も含まれると解されていることを踏まえ<sup>\*</sup>、「・・・外国の政府又は国際機関との交渉・・・」と規定することとする。

【参照条文】

- 外務省設置法（平成11年法律第94号）  
（所掌事務）  
第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 （略）
  - 二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。
  - 三～二十九 （略）
- 法務省組織令（平成12年政令第248号）  
（法務総合研究所）  
第六十二条 法務総合研究所は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一～三 （略）
  - 四 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力を行うこと
  - 五 （略）
 2・3 （略）
- 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成16年法律第117号）  
第百三十七条 （略）
  - 2 （略）
  - 3 前二項に規定するもののほか、防衛大臣は、次に掲げる武力攻撃事態における捕虜の送還に関する基準を作成することができる。
    - 一 （略）
    - 二 捕虜交換等送還基準（敵国軍隊等の属する外国の政府その他これに準ずるものとの間における捕虜の交換のための送還その他我が国の防衛上抑留の必要性がないと認められるに至った捕虜の送還に関する基準をいう。以下同じ。）
 4－6 （略）

\* 「捕虜の待遇に関する1948年8月12日のジュネーブ条約」の締約国には未承認国家である北朝鮮も含まれており、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律がこの条約の的確な実施を確保することを目的としていることを踏まえると、「敵国軍隊等の属する外国の政府」には未承認国家の政府も含まれると解される。

平成24年3月 日  
内閣情報調査室

## 指定の解除について（案）

## 1 解除制度の要否

本法制における特別秘密指定の効力は、その要件を欠くに至れば何らの措置を待つまでもなく当然に消滅することになる。しかしながら、仮に効力消滅後も外形上指定が継続した場合、必要以上に秘匿されることとなるおそれがあることから、国民の知る権利との関係で問題が生じ、ひいては本法制に対する国民の信頼が損なわれることになりかねない。

したがって、指定の要件を欠くに至った場合には、解除により速やかに指定の外形を除去することとすべきであり<sup>\*1</sup>、指定を行った行政機関は、指定の要件充足性が維持されていることを継続的に確認し、要件を欠くに至れば速やかに解除する義務を負うことになる。

## 2 解除の調整

## (1) 問題の所在

複数の行政機関が共有する情報が特別秘密に指定されたり、特別秘密に指定された情報が他の行政機関に提供されたりした結果、複数の行政機関が特別秘密を共有するに至る場合が考えられるところ、このような場合における指定の解除の在り方が問題となる。

## (2) 検討

ア(ア) 指定を行った行政機関は、解除を適切に行うため、要件充足性が維持されていることを継続的に確認する責務を負うところ、その責務は、指定に係る特別秘密が他の行政機関と共有されることを理由として軽減されるべきではないと考えられる。

イ(イ) その上で、指定を行った行政機関が要件充足性を欠くに至ったと思料して解除しようとする場合、要件充足性の判断には当該特別秘密を取り巻く諸情勢を踏まえた専門的・技術的判断が求められるため、当該機関が独断するよりも、当該特別秘密を共有する他の行政機関（以下「特定行政機関」という。）の意見を踏ま

\*1 本法制が取り込む自衛隊法の防衛秘密制度には指定の解除制度は設けられていないが、指定の要件を欠くに至ったときは速やかに標記の抹消等の措置を講ずることとされており（自衛隊法施行令第113条の12）、実質的には解除と同等の制度が設けられている。

えて解除するか否かを判断する方が適切な判断に資する”と考えられる。

ただし、解除に当たり共有行政機関の全会一致まで必要とした場合、指定を行った行政機関が要件充足性を欠くに至ったと判断しても解除できず指定を存続させることになり、指定の要件充足性に疑いがないことを重視する謙抑的指定主義とは整合し難いと考えられる”。

したがって、指定を行った行政機関は、自らが指定の要件充足性を欠くに至ったと思料して解除しようとする場合、特定行政機関の意見を聴取することとし”、その上で要件充足性を欠くに至ったと判断する場合には解除できることとするのが適当と考えられる。

イ(ア) 他方、特定行政機関については、特別秘密を保有することに伴い、その要件充足性が維持されていることを継続的に確認する責務を負わせることも考えられるが、特定行政機関の中には、指定時の協議には参加せず、指定後に特別秘密の提供を受けたにすぎない機関など、指定の要件充足性を適切に判断することが必ずしも期待できない機関も含まれ得るため、特定行政機関に対して一律にそのような責務を負わせることは適当でないと考えられる。

しかしながら、特定行政機関が指定を行った行政機関よりも先にその要件充足性が失われたことを認知する場合もあり得ると考えられるため、特定行政機関が指定の要件充足性を欠くに至ったと思料するときには、その旨を指定を行った行政機関に速やかに通知する義務を負わせることとするのが適当と考えられる”。

(イ) その上で、特定行政機関が指定を行った行政機関に当該通知をした場合において、当該機関においても要件充足性を欠くに至ったと思料して解除しようとするときは、上記ア(イ)の手続を踏むことで、適切な解除が行われると考えられる。

他方、指定を行った行政機関が当該通知を受けたにもかかわらず要件充足性を

\*2 指定を行った行政機関が特定行政機関の意見を踏まえることなく解除できることとした場合、仮に特定行政機関の中に未だ指定の要件充足性を欠くに至っていないと判断する機関が存在するときには、解除後に改めて当該機関が指定しようとすることも想定されるところ、その際の協議により解除を行った行政機関が翻意し、再度指定がなされるに至ることも考えられる。このような迂遠な結果を回避するためには、解除に当たり特定行政機関の意見を踏まえることとするのが適当と考えられる。

\*3 本法制については指定権の濫用がなされるおそれがあるとの批判があり、国会や司法審査等の場において指定の妥当性が問題視され、指定を行った行政機関が指定に伴う責務として要件充足性に係る説明義務を負うべき場合があるところ、当該機関が要件充足性を欠くに至ったと思料するにもかかわらず指定を存続させた場合、同説明義務を果たすことが困難となると考えられる。このような事態を招来するような制度設計は国民の理解を得られないと考えられる。

\*4 特定行政機関の中には、指定時の協議には参加せず、指定後に特別秘密の提供を受けたにすぎない機関など、指定の要件充足性を適切に判断することが必ずしも期待できない機関も含まれ得るところ、このような機関の意見まで聴取することは速やかな解除の阻害要因になり得ると考えられるため、聴取を希望しない機関については対象から除くことも考えられる。

\*5 要件充足性を欠くに至ったと思料する特定行政機関が、自ら指定を行っていないにもかかわらず、通知のみならず解除までできることとするのは、法制度として困難と考えられる。



欠くには至っていないと思料して解除を見送ろうとするときの手続をどうすべきかが問題となるが、当該機関が独断するよりも、特定行政機関の意見を踏まえて判断することとした方がより適切な判断が期待でき、謙抑的指定主義にも整合すると考えられる。

したがって、指定を行った行政機関は、特定行政機関から指定の要件充足性を欠くに至ったと思料する旨の通知を受けた場合において、要件充足性を欠くには至っていないと思料して解除を見送ろうとするときには、当該特定行政機関以外の特定行政機関の意見を聴取することとし、その上で要件充足性を欠くには至っていないと判断する場合には解除を見送ることができることとするのが適当と考えられる。

ウ 以上の手続を経て解除する場合、指定を行った行政機関のみならず特定行政機関にも解除の効力を及ぼす必要があることから、指定を行った行政機関は、解除した旨を特定行政機関に通知することとすべきであると考えられる。

エ 以上の検討から、

- 指定を行った行政機関は、指定の要件充足性を欠くに至ったと思料して解除しようとする場合には、特定行政機関の意見を聴取すること
- 特定行政機関は、指定の要件充足性を欠くに至ったと思料する場合、その旨を指定を行った行政機関に通知すること
- 指定を行った行政機関は、特定行政機関から当該通知を受けた場合において、指定の要件充足性を欠くには至っていないと思料するときは、当該特定行政機関以外の特定行政機関の意見を聴取すること
- 指定を行った行政機関は、解除した旨を特定行政機関に通知することが解除の調整に必要なルールであると考えられる。

### 3 解除に係る法律事項

本法制に対する国民の理解を得るためには、要件充足性を欠くに至った指定については速やかにその外形が除去されるべきことを法律上明らかにしておくことが重要であることに鑑み、

- 指定を行った行政機関の解除義務
- 特定行政機関が要件充足性を欠くに至ったと思料する旨を指定を行った行政機関に通知する義務

については法律に規定することが適当と考えられる\*。

\*6 要件充足性を欠くに至った指定の外形が速やかに除去されることを担保するための措置として、指定の有効期間についても法律に規定するのが適当と考えられる。

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 受信トレイ 361 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

【防衛省】法制に係る意見等について

送信済みアイテム

[REDACTED]

14:47

削除済みアイテム

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(...

メモ

[REDACTED]

10:31

迷惑メール

昨日

【防衛省】法制に係る意見等について

[REDACTED]

アクション

宛先: 内調職員061(内閣情報調査室)

添付ファイル: 【防衛省】指定権に係る再々意見等(平成24年3月).docx (23 KB) [Web ペ-

ル: ジとして開く]

2012年3月12日 14:47

内調 [REDACTED]さま  
お世話になります。

添付のとおり、法制に係る意見等を提出させていただきますので、よろしくお取り計らい願います。

防衛省調査課 [REDACTED]

メール

予定表

連絡先

タスク

注意  
特に厳重な取  
扱いを要する

平成24年3月12日  
防衛省防衛政策局調査課

内閣官房内閣情報調査室 御中

「特別秘密の保護に関する法律（仮称）」（指定権関連）について（回答）

標記について、平成24年2月20日付貴室からの回答に対し、下記のとおり、意見等を提出しますので、よろしくお取り計らい願います。

1 平成24年2月20日付貴室からの回答において、「行政機関の長のうち、防衛に関する事項に係る指定の要件充足性を最も適切に判断し得るが防衛大臣であることに異論はない」との見解もいただいているように、共有している「防衛に関する事項」に係る特別秘密の指定権は、国の行政機関の事務の分担管理の原則にのっとり、また、特別秘密の適切な保護に資する観点から、防衛大臣にのみ与えられるよう制度設計していただきたい。

なお、今般、当省の意見も踏まえ、平成24年2月20日に内閣法制局に持ち込まれた資料（条文素案等）において、各行政機関の長が、共有されている事項（共有事項）を特別秘密に指定する場合については、あらかじめ、共有行政機関の長に「協議」しなければならないと修正されたところ。これは、「協議」が成立しなければ、誰も特別秘密に指定し得ないとのことであると考えられるが、この場合、防衛大臣が、「防衛に関する事項」について、「我が国の防衛上特に秘匿することが必要である」と判断するにもかかわらず、他の大臣等が、それについて、「その必要はない」と阻止する余地は排除しきれないと考える。

この点、貴室は、整理ペーパー「指定権の所在及び指定の効果、並びに指定及び解除の調整について（案）」の2（3）のなお書において、「協議における説得により意見の相違を解消できるはずであり、解消できないときはむしろ要件充足性に疑義がないとはいいきれず、指定ができなくても必ずしも不合理とはいえない」との見解を示すが、そもそも、国の行政機関の事務の分担管理の原則の下、防衛大臣以外の大臣等が、「防衛に関する事項」について、「我が国の防衛上特に秘匿することは必要ない」と判断するような事態は想定されるのか。仮に、想定される場合、当該大臣等は、国の行政機関の事務の分担管理の原則の下、どのような法的権限により判断できるとお考えか、明確にご教示いただきたい。

**注 意**  
特に嚴重な取  
扱いを要する

また、平成24年2月20日付貴室からの回答において、内閣衛星情報センターが収集した画像について、内閣総理大臣が、「防衛に関する事項」として、「我が国の防衛上特に秘匿することが必要」との判断をし、特別秘密に指定することが想定されるとのことであるが、これについても、国の行政機関の事務の分担管理の原則の下、どのような法的権限により判断できるとお考えか、明確にご教示いただきたい。

2 これまで伺っている貴室からの説明によると、例えば、外交ルート（外務省）を通じて、防衛省にある事項が提供される場合、それが「防衛に関する事項」を含んでいたとしても、まずは、外務省が指定権を行使し得る立場にあるとのこと。具体的には、①外務大臣が指定権を行使しない（特別秘密に指定しない）場合は、その後において、防衛大臣にも指定権が認められる（特別秘密への指定の調整が可能となる）ものの、②外務大臣が指定権を行使した（特別秘密に指定した）場合は、防衛大臣は、指定権は認められず、新法の「条文素案」第6条の規定により、外務大臣から特別秘密の取扱いの業務を行わせられる立場となると承知している。

これを踏まえ、②の場合について、防衛省において、外務省から提供を受けた（取扱いの業務を行わせられた）特別秘密に係る文書を参照し、別途、特別秘密に係る文書を作成するようなことが考えられるが、この際、

- (1) 特別秘密に指定した外務大臣の了解を得る必要があるのか。
- (2) (1) で了解を得る必要があるという場合、参照している部分が「防衛に関する事項」であっても了解を得る必要があるのか。
- (3) 防衛省が作成した特別秘密に係る文書の有効期間は、外務大臣が定めた事項の有効期間にしばらくすることになるのか。

3 2の(1)から(3)までの回答次第によっては、外務省から特別秘密の提供を受けた（取扱いの業務を行わせられた）後の当省における業務遂行に当たって相当な不都合が生じるだけでなく、「防衛」に責任を有する立場である防衛大臣が、常に、外務大臣に協議を行いながら業務を進めることとなり、その責任を全うできない事態が発生するおそれがあるものと考えられる。

したがって、防衛大臣が特別秘密に指定された事項の提供を受ける場合の措置として、2の②のような手続きだけではなく、それが「防衛に関する事項」にも該当するときは、防衛大臣にその指定権が認められるようにすべきと考えるが、貴室の見解如何。

2月27日付け質問に対する回答

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年3月14日 11:05

宛先:

添付ファイル: 120314警察庁質問に対する回答.jtd (35 KB)

警察庁警備局警備企画課 藤原様、様

いつもお世話になっております。

標記につきまして貴省からいただいております、2月27日付け質問に対する回答を添付しておりますので、よろしくご査収願います。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線: )

E-Mail: .....

警察庁 担当者 殿

事務連絡  
平成24年3月14日  
内閣情報調査室

警察庁からの意見等（平成24年2月27日付け）に対する回答

標記について、貴庁からの2月27日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 第17回法法制局持ち込み資料関係（質問）

(1) 第7条関係

ア 国家公安委員会が「行政機関」である場合の当該行政機関の長は国家公安委員会であるところ、国家公安委員会委員長及び委員は、「職員」に含まれると解してよろしいか。その場合、委員長及び委員は、それぞれ、第1項第1号イ、ロ、へのいずれに該当するのか教示されたい。

【回答】

法第3条第1項の規定に従い、国家公安委員会委員長及び委員は、「職員」に含まれる。また、委員長及び委員は第1項第1号イ（3月9日付送付資料における第7条第1項第1号）に該当する。

イ 第1項第2号の「政令で定める職務」とは、具体的にどのようなものを想定しているのか、網羅的に教示されたい。特に、特別秘密に係る犯罪捜査の指導調整に当たる警察庁の職員はこれに含まれるのか、教示されたい。

ウ 第8条で準用する第1項第2号の「政令で定める職務」とは、特別秘密に係る犯罪捜査に当たる都道府県警察の職員のほか、具体的にどのようなものを想定しているのか、網羅的に教示されたい。

【回答】

3月9日付送付資料における条文案（第7条第3号関係）においては、適性評価に類する措置の対象となり得る職務・事務を政令で列挙しないこととしたことから、「政令で定める職務」という表現を削除したところである。

特別秘密に係る犯罪の捜査以外の事務で、当該措置の対象となり得るものとして「特別秘密を取り扱うことが必要な事務であって偶発的に発生するもの」に該当する事務にどのようなものが該当するのかについては、個別の事務ごとに判断する必要があり、あらかじめ、網羅的にお示しすることは困難である。

「特別秘密に係る犯罪捜査の指導調整に当たる警察庁の職員」についても、「指導調整」の意義、警察庁の職員が「指導調整」に当たる根拠及び想定される指導調整の内容等が明らかでないことから、お答えすることが困難である。

エ 第7項において、対象職員に対し提出を求めることとなる資料とは、どういったものを想定されているのか教示されたい。

【回答】

旅券等を想定している。

オ 「特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合」とはいかなる場合を想定

されているのか。論点ペーパー「仮の適性評価について（案）」によれば、「事故その他の突発的な事態が生じ、職員が欠けたことで早急に他の職員を補充する必要があるなどの場合」が例としてあげられているが、そうした突発的な事態に限られるのか教示されたい。

【回答】

論点ペーパーに例示した「事故」に限るものではないが、適性を有するかどうかの最終的な結果が出ていない者に特別秘密の取扱いを認める以上、それを認めざるを得ない特段の事情が必要であると考えます。

カ 第12項において、第4項第1号、第3号及び第4号に掲げる事項を調査することとされているが、上記各項に掲げる事項と漏えいのおそれとの結びつきが特に強いとされる理由を教示されたい。

【回答】

論点ペーパー「調査事項について（案）」1(1)、(3)及び(4)を参照されたい。

なお、外国でも、適性評価の途中で適性を仮に評価する制度において類似の事項について調査することとしている例があることも参考にしたものである。

(2) 第14条関係

国家公安委員会委員長及び委員は「行政機関…の職員」に含まれると解してよろしいか（本質問が罰則の構成要件に関するものであり、明確性を欠く刑罰法規は罪刑法定主義に反することになることに留意の上、回答されたい。）。

【回答】

貴見のとおりである。

2 「警察庁からの意見等（平成24年2月6日付け）に対する回答」関係（再々意見）

（意見）

当庁案を維持されたい。

（理由）

前回、前々回提出意見に同じ。貴室回答では、「回答したにもかかわらず、貴庁作成に係る平成24年1月24日付け質問等の1(2)において、その点に関する見解が示されなかった」とあるが、「その点に関する見解」とは、当庁からの平成24年1月24日付け質問等の1(2)中「警察庁が取得した情報が特別秘密に当たるか、当たるとした場合の指定の時期をいつにすべきか等の事項について、警察庁が国家公安委員会に対して事前に意見の聴取又は協議をすることは、「管理」の趣旨に馴染まない。」である（より分かりやすく言えば、国家公安委員会との間では、特別秘密の該当性の有無や指定の時期についての意見が異なる可能性はなく、そもそも、「協議」が行われるような関係にはない、ということである。）。

【回答】

原案どおりとさせていただきたい。

【理由】

特別秘密の保護に係る措置を行う行政機関の単位は、情報公開や個人情報保護に係る措置を行う行政機関の単位と同様とするのが適当と考えられるため、本法制第2条第1項において特別秘密の保護に係る措置を行う単位としての「行政機関」を規定するに当たっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第2条第1項及び行政機関の保有する個人情報

報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項と同様に規定することとした。そして、情報公開法及び個人情報保護法のいずれも、大臣と外局長を同じ「行政機関の長」として横並びで移送の「協議」（情報公開法第12条、個人情報保護法第21条、第33条。）をする関係に立つものと捉え、国家公安委員会と警察庁長官もその例外とはしていないところ、本法制第5条においてこれと別異に規定する特段の理由はないと考えられる。

なお、情報公開法及び個人情報保護法のいずれも、現行法令に基づく大臣の外局長に対する指揮監督権や国家公安委員会の警察庁に対する管理権に何ら影響を及ぼすものではないと考えられるところ、その点は本法制も同様である。

### 3 「警察庁からの意見(平成24年2月13日付け)に対する回答」関係(再意見) (意見)

論点ペーパー「特別秘密の取扱いが簡素な場合の適正評価について(案)」の2(2)において、

法第8条第4項各号に掲げる事項について、それぞれの事項ごとに漏えいのおそれとの結び付き得る特定の事情の有無を調査票を用い、及び必要に応じ口頭により質問し、これにより得られた情報に基づいて適性を評価する方法とする。

と記載あるところ、

法第8条第4項各号に掲げる事項について、それぞれの事項ごとに漏えいのおそれと結び付き得る特定の事情の有無を、原則として調査票を用い、及び必要に応じ口頭により質問し、これにより得られた情報に基づいて適性を評価する方法とする。

と修正されたい。

(理由)

調査票を用いたとしても、調査票を記載する時点と適正の有無を認定する時点までの間にタイムラグが生じる以上、貴室回答で示された「既に把握済みの情報があったとしても、把握以後に当該情報が変化するなどして最新のものでない可能性があること」に変わりはない。また、「把握済みの情報が真正な場合でも対象職員がこれと異なる内容を申告したときにはそのこと自体が適性を判断する上での重要な材料となり得る」とのことであるが、これはあくまで対象職員に適正を有すると認めるか否かの判断に当たってとり得る基準の一つに過ぎず、敢えて再度機械的に自己申告させる方法を必要的に規定する理由とはならない。むしろ、迅速さが必要とされ、ケースバイケースの状況に応じた柔軟な対応が求められる緊急時に、実質的に必要性の乏しいことを強いるのは、簡素な適性評価を設ける趣旨に反するものと考ええる。

なお、貴室は「当該措置の基本的な部分については、行政機関及び都道府県警察での共通の制度として法律又は政令において明らかにする必要がある」旨主張するが、「漏えいのおそれと結び付き得る特定の事情」の具体的な内容が「当該措置の基本的な部分」に当たる可能性まで否定するものではないが、その有無の調査方法等の細かな点については、到底これには当たらないと考える。

【回答】

「おそれとの結び付き得る」とあるのを「おそれと結び付き得る」と修正することとする。「調査票を用い」とあるのを「原則として調査票を用い」と修正



することには応じられない。

なお、この点について当室の考えに御理解いただけない場合には、課長補佐級による対面の調整を行うことを申し入れる。その場合には、

- ・ 法第8条第4項各号に掲げる事項のうち、調査票を用いて把握する必要性が実質的に乏しいと考える事項及び理由（実質的に必要性が乏しいことが他の制度においてどのように裏付けられているのかを含む。）
- ・ 調査票を用いないで前述の事情の有無を把握する別途の方法として考えられる具体的な代替案

について文書で明らかにすることを求めることを申し添える。

【理由】

調査票を記載した時点と適性を評価する時点の時間差は、何らかの確認を行うといった制度を運用する際には必然的に生じるものであり、既に把握済みの情報とのタイムラグとは性質が異なる。また、簡易な適性評価は、特別秘密に係る犯罪が発生した場合に捜査機関が迅速に当該犯罪の捜査に着手することにも対応できるよう制度設計しており、当該時間差を十分に短くして運用することが可能である。したがって、「タイムラグが生じる」という貴庁の御指摘は当たらないと考える。

なお、特別秘密の取扱いが簡素な場合に行う適性評価に類する措置は、通常  
の適性評価を経ずに例外的に特別秘密を取り扱わせるものであることから、当該例外的な取扱いが制度として許容されるためには、当該措置が、適性評価の趣旨を没却することなく特別秘密を漏らすおそれのある職員をその取扱者から除外するものであるということについて丁寧な説明が求められる。したがって、当該措置は各機関等による柔軟な対応が安易に許容されるべきものではなく、当該措置における調査方法等についても、貴庁御指摘の「細かな点」ではないと考える。

## 外務省との打ち合わせ概要

### 1 日時

平成 24 年 3 月 14 日 16:00-17:00

### 2 参加者

内 調：村井参事官、          

外務省：真鍋情報防護対策室長、          補佐

### 3 概要

#### (1) 当方説明概要

- 本法制については、外交に関する別表事項を除くと、主要論点の整理は目途がつき、法案の骨格は完成しつつある。このため、外交に関する別表事項についても早急に固める必要がある。
- 外務省案の問題点及びこれを踏まえた修正案について資料により説明。
- 外交に関する別表事項の整理を今月中に終えたいという法制局の意向も踏まえると、細かい規定ぶりの調整はあり得るとの前提で、省内を当方の修正案で速やかにまとめていただきたい。また、「重要施策」の具体例として差し障りのないものを示してほしい。当方としては、今回の修正案を踏まえて「別表事項の解説」を修正し、遅くとも 26 日には法制局に持ち込みたいと考えているので、来週 21 日には貴省の回答をいただきたい。

#### (2) 先方発言概要

- 「外交政策」を「重要施策の指針」と置き換えることに違和感はないので、この案で関係課と調整を行い、可能な限り早く回答したい。
- 本件とは別だが、ロ号において、北朝鮮のような未承認国の政府を「外国の政府」と規定しているが、国際法局はこの規定が法的に問題ないかを引き続き確認している。(武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律に「外国の政府」との規定があり、これには未承認国の政府を含めると解されている。また、「地方政府」との用例があることから、「政府」は比較的柔軟な用語であると考えられ、法制局からも異論はなかったので問題ないとするが、特段の理由があれば調整する余地はある旨回答)
- 国際約束に従って保護を必要とする情報に関する号(以下「本号」という。)を盛り込む必要があると考えている。(別表の 1 号から 3 号に当たらない情報を特別秘密として保護すべき必要性、規定ぶりその他の論点について、法制局の理解を得られる程度まで十分に整理されているのであればいいが、率直に申し上げてそのレベル

に達していないと考えられる。また、本号の必要性を整理するに当たっては、防衛秘密制度を現に運用している防衛省と十分に協議するようお願いしたにも関わらず、果たされていない。本号に関する種々の論点についてきちんと整理されれば、法制局説明を行うことはやぶさかではないが、本号は本法制に必要不可欠なものではなくオプションにすぎないこと、また、別法による措置も可能であることを踏まえると、しかるべき時期までに準備ができなければ置いていかざるを得ない旨回答)

- 本法制の見通しはいかがか。他の業務で忙しい関係課に作業を依頼する際、具体的スケジュールを示せればと考えている。(今後のスケジュールがはっきりしているわけではないが、昨年10月の検討委員会で通常国会提出に向けて法案化作業を行うことが決定されており、その方針に変わりはない。したがって、事務的には必要な検討作業を進め、いつでも提出できるようにしておく必要がある。法制局を含む他省庁が法案化作業に前向きに取り組んでいる中、本法制により外交秘密を厳格に保護することが可能になる外務省が、多忙を理由に法案化作業に後ろ向きな対応をとることはあり得ないのではないか。本法制の見通しにかかわらず、必要な作業は主体的に進めていただきたい旨回答)

(以 上)

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第21回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年3月16日 15:20

宛先:

添付ファイル: 防衛省送付資料.zip (33 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 様、 様、 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第21回)を来週19日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
  - 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
  - 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
  - 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
  - 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
  - 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
  - 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
  - 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
  - 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
  - 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
  - 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
  - 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
  - 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: )

E-Mail: .....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第21回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年3月16日 15:26

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.zip (33 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第21回)を来週19日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
  - 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
  - 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
  - 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
  - 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
  - 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
  - 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
  - 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
  - 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
  - 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
  - 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
  - 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
  - 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

( )

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: )

E-Mail: )  
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第21回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年3月16日 15:25

宛先:

添付ファイル: 外務省送付資料.zip (33 KB)

外務省 大臣官房総務課 様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第21回)を来週19日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
  - 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
  - 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
  - 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
  - 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
  - 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
  - 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
  - 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
  - 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
  - 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
  - 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
  - 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
  - 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: )

E-Mail: .....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第21回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年3月16日 15:25

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.zip (33 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 斉藤 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第21回)を来週19日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
  - 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
  - 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
  - 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
  - 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
  - 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
  - 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
  - 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
  - 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
  - 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
  - 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
  - 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
  - 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:.....)

E-Mail:.....  
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第21回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年3月16日 15:25

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政送付資料.zip (33 KB)

内閣官房副長官室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第21回)を来週19日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
  - 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
  - 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
  - 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
  - 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
  - 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
  - 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
  - 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
  - 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
  - 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
  - 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
  - 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
  - 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: )

E-Mail: )  
.....



【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第21回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年3月16日 15:24

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政送付資料.zip (33 KB)

内閣副長官補室(外政) 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第21回)を来週19日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
  - 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
  - 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
  - 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
  - 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
  - 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
  - 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
  - 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
  - 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
  - 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
  - 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
  - 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
  - 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

( )

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: )

E-Mail: )  
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第21回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年3月16日 15:24

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危送付資料.zip (33 KB)

内閣副長官補室(安危) 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第21回)を来週19日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
  - 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
  - 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
  - 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
  - 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
  - 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
  - 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
  - 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
  - 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
  - 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
  - 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
  - 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
  - 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: )

E-Mail: )  
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第21回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年3月16日 15:24

宛先:

添付ファイル: 警察庁送付資料.zip (33 KB)

警察庁 警備局警備企画課 藤原様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第21回)を来週19日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
  - 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
  - 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
  - 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
  - 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
  - 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
  - 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
  - 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
  - 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
  - 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
  - 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
  - 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
  - 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail: .....  
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第21回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年3月16日 15:23

宛先:

添付ファイル: 公安庁送付資料.zip (33 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第21回)を来週19日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
  - 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
  - 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
  - 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
  - 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
  - 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
  - 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
  - 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
  - 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
  - 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
  - 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
  - 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
  - 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: )

E-Mail: )  
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第21回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年3月16日 15:22

宛先:

添付ファイル: 法務省送付資料.zip (33 KB)

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第21回)を来週19日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけましたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
  - 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
  - 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
  - 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
  - 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
  - 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
  - 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
  - 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
  - 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
  - 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
  - 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
  - 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
  - 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: )

E-Mail: )  
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第21回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年3月16日 15:22

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (22 KB); 条文素案.jtd (60 KB); 読替表.jtd (137 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第21回)を来週19日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
  - 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
  - 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
  - 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
  - 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
  - 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
  - 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
  - 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
  - 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
  - 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
  - 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
  - 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
  - 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線 )

E-Mail: .....

秘密保全法制 法制局持込み資料

平成24年3月19日

- 1 条文案
  - 素案
  - 読替表

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（※傍線部は今後特に検討を要する部分）

（目的）

第一条 この法律は、多様化する国際情勢の下で政府が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する責務を果たすためには、これらに関する重要な情報について、適確に保護する体制を確立した上でその収集、整理及び活用を図ること等が重要であることに鑑み、併せて高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い情報の漏えいの危険性が增大していることを踏まえ、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものについて、その保護に関し必要な事項を定めることによりその漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全その他の利益の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置



かれる機関にあつては当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において、「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の利益を図る目的で行われる活動であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ 大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であつて、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

3 この法律において、「安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一 安全保障

二 国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国との間で生じている問題の解決

(特別秘密の指定)

第三条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての別表各号に該当する事項であつて、公になつていないものうち、我が国の防衛上、外交上又は公共の安全と秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

（指定の有効期間及び解除）

第四条 行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内での有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定に係る事項が同項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めると

ころにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

(指定の調整等)

第五条 行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（以下この条において「共有事項」という。）

について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

2 行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

3 警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る事項（以下この項において「警察共有事項」という。）に  
ついて指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

4 行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が第三条第一項に規定する要件を欠くに至つたと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

(他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務)

第六条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。第十一条において同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(行政機関における特別秘密の取扱者)

第七条 行政機関における特別秘密の取扱いは、次条の規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められた職員又は第九条の規定により適性を有すると仮に認められた職員が

これを行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、当該行政機関の長である場合

二 その職員が、次に掲げる職を占める者である場合

イ 国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ 内閣官房副長官

ハ 副大臣

ニ 大臣政務官

ホ イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三 特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務であつて偶発的に行うこととなるものに従事する職員に対し、行政機関の長が適性評価（次条の規定により適性を評価することをいう。第九条において同じ。）に類する措置として政令で定めるものを講じた上で、当該職員が当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

(行政機関の職員に係る適性評価)

第八条 適性評価は、行政機関の長が、当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれる者(以下「対象職員」という。)に対して実施する。

2 適性評価により適性を有すると認められた職員が特別秘密を取り扱うことができる期間は、行政機関の長が当該職員に対し第七項の規定による通知をした日から起算して五年を経過する日までの間とする。

3 適性評価は、対象職員について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがない者であるかどうかについて評価することにより行う。

一 特定有害活動との関係に関する事項

二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項(前号に掲げるものを除く。)

五 薬物の濫用及び影響に関する事項(第三号に掲げるものを除く。)

六 精神疾患に関する事項

七 飲酒についての節度に関する事項

4 行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものを調査するものとする。

5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前二項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に対し告知した上、当該対象職員の同意を得なければならぬ。

6 行政機関の長は、第三項及び第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、対象職員に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

7 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。

8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性



評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

9 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。

一 第七項の通知をした日から起算して四年六月を経過した職員について、第二項の期間の満了後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれる場合

二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合

10 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかったとき（前項第二号の場合に限る。）又は行政機関の長がその職員に対し当該適性評価に係る第七項の通知をしたときは、従前の適性評価に係る第二項の期間は満了したものとする。

第九条 行政機関の長は、適性評価（前条第九項各号のいずれかに該当する場合において実施するものを除く。）を実施中の対象職員（前条第三項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了し

た者に限る。)による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該対象職員が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一 前条第三項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査において、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めらるべき事情がないこと。

二 前条第三項第二号、第五号から第七号までに掲げる事項についての調査において、その時点においては前号の事情又はこれとなり得る事情がないこと。

2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めるときは、その旨を対象職員に対し通知するものとする。

3 第一項の規定により適性を有すると仮に認められた対象職員が特別秘密を取り扱うことができる期間は、行政機関の長が当該対象職員に対し前項の通知をした日から起算して三月を経過する日までの間とする。

4 行政機関の長が前項の対象職員に対し前条第七項の通知をしたときは、前項の期間は満了したものとす

る。

(都道府県警察における特別秘密の取扱者及び適性評価)

第十条 第七条（第二号を除く。）及び前二条の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第七条中「行政機関における」とあるのは「都道府県警察における」と、「次条」とあるのは「第十条において準用する第八条」と、「第九条」とあるのは「第十条において準用する第九条」と、同条から前条までの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第八条第一項中「当該行政機関」とあるのは「当該都道府県警察」とそれぞれ読み替えるものとする。

（契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の条件及び適性評価）

第十一条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、次項において準用する第八条の規定により適性を有すると認められた役員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。以下この条において同じ。）又は次項において準用する第九条の規定により適性を有すると仮に認められた役員等が特別秘密を取り扱う旨の条件を付するものとする。

2 第八条及び第九条の規定は、契約業者の役員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれる者について

て準用する。この場合において、第八条第一項中「当該行政機関の職員」とあり、同条第二項、第九項及び第十項中「職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第一項、第三項、第五項、第六項及び第八項並びに第九条第一項、第三項及び第四項中「対象職員」とあるのは「対象役職員等」と、第八条第七項及び第九条第二項中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象役職員等」とそれぞれ読み替えるものとする。

(適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限)

第十二条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を利用し、又は提供してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第十三条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五号に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがさ

れることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2 契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（その他の保護措置）

第十四条 行政機関の長及び警察本部長は、第三条から第十一条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（罰則）

第十六条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十七条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前二項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

第十八条 第十六条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五

年以下の懲役に処する。

2 第十六条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十九条 第十六条第三項若しくは第十七条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十六条第一項、第二項若しくは第十七条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第二十条 第十六条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第十七条及び第十八条の罪は、刑法第二条の例に従う。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第七条（第十条において準用する場合を含む。）及び第十一条第一項の規定は、公布の日から起算して~~二年~~年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### (自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「第七章 自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第二百二十六条」を「第二百五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

#### 第七章 自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第二百二十二条を削り、第二百二十三条を第二百二十二条とし、第二百二十四条から第二百二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第四を削る。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊

法第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行



日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(内閣法の一部改正)

第六条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律(平成 年法律第 号)第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するものの及び」を加える。

別表(第三条関係)

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様  
性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作  
、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）
- 二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの
- イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

- ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容
- ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- 三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの
  - イ 第二条第二項第一号に規定する行為その他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究
  - ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報
  - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
  - ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

○都道府県警察における特別秘密の取扱者及び適性評価（第十条関係）

行政機関（読替え前）

（行政機関における特別秘密の取扱者）

第七条 行政機関における特別秘密の取扱いは、次条の規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められた職員又は第九条の規定により適性を有すると仮に認められた職員がこれを行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、当該行政機関の長である場合

二 （略）

三 特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務であつて偶発的に行うこととなるものに従事する職員に対し、行政機関の長が適性評価（次条の規定により適性を評価することをいう。第九条において同じ。）に類する措置として政令で定めるものを講じた上で、当該職員が当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

（行政機関の職員に係る適性評価）

第八条 適性評価は、行政機関の長が、当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれる者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

都道府県警察（読替え後）

（都道府県警察における特別秘密の取扱者及び適性評価）

第十条 第七条（第二号を除く。）及び前二条の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第七条中「行政機関における」とあるのは「都道府県警察における」と、「次条」とあるのは「第十条において準用する第八条」と、「第九条」とあるのは「第十条において準用する第九条」と、同条から前条までの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第八条第一項中「当該行政機関」とあるのは「当該都道府県警察」とそれぞれ読み替えるものとする。

【以下第七条（第二号を除く。）、第八条及び第九条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

（行政機関における特別秘密の取扱者）

第七条 都道府県警察における特別秘密の取扱いは、第十条において準用する第八条の規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められた職員又は第十条において準用する第九条の規定により適性を有すると仮に認められた職員がこれを行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、当該警察本部長である場合

三 特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務であつて偶発的に行うこととなるものに従事する職員に対し、警察本部長が適性評価（第十条において準用する第八条の規定により適性を評価することをいう。第十条において準用する第九条において同じ。）に類する措置として政令で定めるものを講じた上で、当該職員が当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

（行政機関の職員に係る適性評価）

第八条 適性評価は、警察本部長が、当該都道府県警察の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれる者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

- 2 適性評価により適性を有すると認められた職員が特別秘密を取り扱うことができる期間は、**行政機関の長**が当該職員に対し第七項の規定による通知をした日から起算して五年を経過する日までの間とする。
- 3 適性評価は、対象職員について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがない者であるかどうかについて評価することにより行う。
  - 一 特定有害活動との関係に関する事項
  - 二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
  - 三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
  - 四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
  - 五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）
  - 六 精神疾患に関する事項
  - 七 飲酒についての節度に関する事項
- 4 **行政機関の長**は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものを調査するものとする。
- 5 **行政機関の長**は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、**行政機関の長**が前二項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に対し告知した上、当該対象職員の同意を得なければならない。
- 6 **行政機関の長**は、第三項及び第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、対象職員に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 7 **行政機関の長**は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。
- 8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、**行政機関の長**は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

- 2 適性評価により適性を有すると認められた職員が特別秘密を取り扱うことができる期間は、**警察本部長**が当該職員に対し第七項の規定による通知をした日から起算して五年を経過する日までの間とする。
- 3 適性評価は、対象職員について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがない者であるかどうかについて評価することにより行う。
  - 一 特定有害活動との関係に関する事項
  - 二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
  - 三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
  - 四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
  - 五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）
  - 六 精神疾患に関する事項
  - 七 飲酒についての節度に関する事項
- 4 **警察本部長**は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものを調査するものとする。
- 5 **警察本部長**は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、**警察本部長**が前二項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に対し告知した上、当該対象職員の同意を得なければならない。
- 6 **警察本部長**は、第三項及び第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、対象職員に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 7 **警察本部長**は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。
- 8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、**警察本部長**は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

- とする。
- 9 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。
- 一 第七項の通知をした日から起算して四年六月（P）を経過した職員について、第二項の期間の満了後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれる場合
- 二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合
- 10 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかつたとき（前項第二号の場合に限る。）又は行政機関の長がその職員に対し当該適性評価に係る第七項の通知をしたときは、従前の適性評価に係る第二項の期間は満了したものとす。
- 第九条 行政機関の長は、適性評価（前条第九項各号のいずれかに該当する場合において実施するものを除く。）を実施中の対象職員（前条第三項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了した者に限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該対象職員が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。
- 一 前条第三項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査において、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。
- 二 前条第三項第二号、第五号から第七号までに掲げる事項についての調査において、その時点においては前号の事情又はこれとなく得る事情がないこと。
- 2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたとときは、その旨を対象職員に対し通知するものとする。
- 3 第一項の規定により適性を有すると仮に認められた対象職員が特別秘密を取り扱うことができる期間は、行政機関の長が当該対象職員に対し前項の通知をした日から起算して三月を経過する日までの間とする。
- 4 行政機関の長が前項の対象職員に対し前条第七項の通知をしたときは、前項の期間は満了したものとす。

- とする。
- 9 警察本部長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。
- 一 第七項の通知をした日から起算して四年六月（P）を経過した職員について、第二項の期間の満了後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれる場合
- 二 警察本部長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合
- 10 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかつたとき（前項第二号の場合に限る。）又は警察本部長がその職員に対し当該適性評価に係る第七項の通知をしたときは、従前の適性評価に係る第二項の期間は満了したものとす。
- 第九条 警察本部長は、適性評価（前条第九項各号のいずれかに該当する場合において実施するものを除く。）を実施中の対象職員（前条第三項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了した者に限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該対象職員が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。
- 一 前条第三項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査において、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。
- 二 前条第三項第二号、第五号から第七号までに掲げる事項についての調査において、その時点においては前号の事情又はこれとなく得る事情がないこと。
- 2 警察本部長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたとときは、その旨を対象職員に対し通知するものとする。
- 3 第一項の規定により適性を有すると仮に認められた対象職員が特別秘密を取り扱うことができる期間は、警察本部長が当該対象職員に対し前項の通知をした日から起算して三月を経過する日までの間とする。
- 4 警察本部長が前項の対象職員に対し前条第七項の通知をしたときは、前項の期間は満了したものとす。

○ 契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の条件及び適性評価（**第十一**条関係）

行政機関（読替之前）

- （行政機関の職員に係る適性評価）
- 第八条 適性評価は、行政機関の長が、当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれる者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。
- 2 適性評価により適性を有すると認められた職員が特別秘密を取り扱うことができる期間は、行政機関の長が当該職員に対し第七項の規定による通知をした日から起算して五年を経過する日までの間とする。
- 3 適性評価は、対象職員について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがない者であるかどうかについて評価することにより行う。

契約業者（読替之後）

（契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の条件及び適性評価）

- 第十一条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、次項において準用する第八条の規定により適性を有すると認められた役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。以下この条において同じ。）又は次項において準用する第九条の規定により適性を有すると仮に認められた役職員等が特別秘密を取り扱う旨の条件を付するものとする。

- 2 第八条及び第九条の規定は、契約業者の役職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれる者について準用する。この場合において、第八条第一項中「当該行政機関の職員」とあり、同条第二項、第九項及び第十項中「職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第一項、第三項、第五項、第六項及び第八項並びに第九条第一項、第三項及び第四項中「対象職員」とあるのは「対象役職員等」と、第八条第七項及び第九条第二項中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象役職員等」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 【以下第八条及び第九条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

（行政機関の職員に係る適性評価）

第八条 適性評価は、行政機関の長が、当該契約業者の役職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれる者（以下「対象役職員等」という。）に対して実施する。

- 2 適性評価により適性を有すると認められた契約業者の役職員等が特別秘密を取り扱うことができる期間は、行政機関の長が当該契約業者の役職員等に対し第七項の規定による通知をした日から起算して五年を経過する日までの間とする。

- 3 適性評価は、対象役職員等について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがない者であるかどうかについて評価することにより行う。

- 一 特定有害活動との関係に関する事項
- 二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- 四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
- 五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）
- 六 精神疾患に関する事項
- 七 飲酒についての節度に関する事項
- 4 行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものを調査するものとする。
- 5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前二項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に対し告知した上、当該対象職員の同意を得なければならない。
- 6 行政機関の長は、第三項及び第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、対象職員に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 7 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。
- 8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 9 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする
  - 一 第七項の通知をした日から起算して四年六月（P）を経過した職員について、第二項の期間の満了後特別秘密を取り扱うことが

- 一 特定有害活動との関係に関する事項
- 二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- 四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
- 五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）
- 六 精神疾患に関する事項
- 七 飲酒についての節度に関する事項
- 4 行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものを調査するものとする。
- 5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前二項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨を対象役員等に対し告知した上、当該対象役員等の同意を得なければならない。
- 6 行政機関の長は、第三項及び第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象役員等若しくは対象役員等の知人その他の関係者に質問させ、対象役員等に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 7 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び対象役員等に対し通知しなければならない。
- 8 前項の規定により対象役員等に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象役員等があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 9 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた契約業者の役員等に対して再度適性評価を実施するものとする
  - 一 第七項の通知をした日から起算して四年六月（P）を経過した契約業者の役員等について、第二項の期間の満了後特別秘密を



引き続き見込まれる場合

二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合

10 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかつたとき（前項第二号の場合に限る。）又は行政機関の長がその職員に対し当該適性評価に係る第七項の通知をしたときは、従前の適性評価に係る第二項の期間は満了したものとす。

第九条 行政機関の長は、適性評価（前条第九項各号のいずれかに該当する場合において実施するものを除く。）を実施中の対象職員（前条第三項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了した者に限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該対象職員が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一 前条第三項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査において、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二 前条第三項第二号、第五号から第七号までに掲げる事項についての調査において、その時点においては前号の事情又はこれとなり得る事情がないこと。

2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたとときは、その旨を対象職員に対し通知するものとする。

3 第一項の規定により適性を有すると仮に認められた対象職員が特別秘密を取り扱うことができる期間は、行政機関の長が当該対象職員に対し前項の通知をした日から起算して三月を経過する日までの間とする。

4 行政機関の長が前項の対象職員に対し前条第七項の通知をしたときは、前項の期間は満了したものとす。

取り扱うことが引き続き見込まれる場合

二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合

10 前項の場合において、その契約業者の役員等が適性評価の実施に同意しなかつたとき（前項第二号の場合に限る。）又は行政機関の長がその契約業者の役員等に対し当該適性評価に係る第七項の通知をしたときは、従前の適性評価に係る第二項の期間は満了したものとす。

第九条 行政機関の長は、適性評価（前条第九項各号のいずれかに該当する場合において実施するものを除く。）を実施中の対象役員等（前条第三項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了した者に限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該対象役員等が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一 前条第三項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査において、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二 前条第三項第二号、第五号から第七号までに掲げる事項についての調査において、その時点においては前号の事情又はこれとなり得る事情がないこと。

2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたとときは、その旨を契約業者及び対象役員等に対し通知するものとする。

3 第一項の規定により適性を有すると仮に認められた対象役員等が特別秘密を取り扱うことができる期間は、行政機関の長が当該対象役員等に対し前項の通知をした日から起算して三月を経過する日までの間とする。

4 行政機関の長が前項の対象役員等に対し前条第七項の通知をしたときは、前項の期間は満了したものとす。

3月12日付け質問に対する回答について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年3月16日 16:22

宛先:

添付ファイル:【防衛省120312】回答送付.jtd (34 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 様、様

いつもお世話になっております。標記の件につきまして、回答を添付しておりますので、よろしくご査収願います。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail

.....

防 衛 省 担 当 者 殿

事 務 連 絡

平成 24 年 3 月 16 日

内 閣 情 報 調 査 室

防衛省からの意見等（平成 24 年 3 月 12 日付け）に対する回答

標記について、貴省からの 3 月 12 日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

### 記

1 平成 24 年 2 月 20 日付貴室からの回答において、「行政機関の長のうち、防衛に関する事項に係る指定の要件充足性を最も適切に判断し得るが防衛大臣であることに異論はない」との見解もいただいているように、共有している「防衛に関する事項」に係る特別秘密の指定権は、国の行政機関の事務の分担管理の原則にのっとり、また、特別秘密の適切な保護に資する観点から、防衛大臣にのみ与えられるよう制度設計していただきたい。

なお、今般、当省の意見も踏まえ、平成 24 年 2 月 20 日に内閣法制局に持ち込まれた資料（条文素案等）において、各行政機関の長が、共有されている事項（共有事項）を特別秘密に指定する場合については、あらかじめ、共有行政機関の長に「協議」しなければならないと修正されたところ。これは、「協議」が成立しなければ、誰も特別秘密に指定し得ないとのことであると考えられるが、この場合、防衛大臣が、「防衛に関する事項」について、「我が国の防衛上特に秘匿することが必要である」と判断するにもかかわらず、他の大臣等が、それについて、「その必要はない」と阻止する余地は排除しきれていないと考える。

この点、貴室は、整理ペーパー「指定権の所在及び指定の効果、並びに指定及び解除の調整について（案）」の 2（3）のなお書において、「協議における説得により意見の相違を解消できるはずであり、解消できないときはむしろ要件充足性に疑義がないとはいいきれず、指定ができなくても必ずしも不合理とはいえない」との見解を示すが、そもそも、国の行政機関の事務の分担管理の原則の下、防衛大臣以外の大臣等が、「防衛に関する事項」について、「我が国の防衛上特に秘匿することは必要ない」と判断するような事態は想定されるのか。仮に、想定される場合、当該大臣等は、国の行政機関の事務の分担管理の原則の下、どのような法的権限により判断できるとお考えか、明確にご教示いただきたい。

また、平成 24 年 2 月 20 日付貴室からの回答において、内閣衛星情報センターが収集した画像について、内閣総理大臣が、「防衛に関する事項」として、「我が国の防衛上特に秘匿することが必要」との判断をし、特別秘密に指定することが想定されるとのことであ

るが、これについても、国の行政機関の事務の分担管理の原則の下、どのような法的権限により判断できるとお考えか、明確にご教示いただきたい。

(回答)

本法制は、政府が保有する情報のうち重要なものを特別秘密として適切に保護するために、内閣総理大臣を含む各行政機関の長に対し、当該行政機関が保有する情報に係る事項のうち特別秘密に該当するものを指定する義務を課すことを基本として制度設計しており、その結果、各行政機関の長は、指定の要件である特段の秘匿の必要性を判断する責務を負うこととなる。そして、当該事項が他の行政機関との共有事項である場合にもこれらの義務や責務を免除せず、必要な調整を行わせることとするのが本法制の考え方である。このため、特定の事項について特定の行政機関の長のみ指定権を与えることは困難である。

また、上述のとおり、本法制は、各行政機関の長に自らの保有に係る事項について指定の要否を判断させることとするものであり、分担管理の原則に抵触するものではない。行政機関の保有する情報の公開に関する法律においても、防衛に関する事務を所掌しない行政機関の長にも当該行政機関が保有する文書の開示に当たり「国の安全が害されるおそれ」(同法第5条第3号)の有無を判断させることとしているが、あくまで当該行政機関が保有する文書について当該おそれの有無を判断させることとするものであり、分担管理の原則に抵触するものではないと考えられるところ、その点本法制も同様である。

なお、各行政機関の長が特段の秘匿の必要性等を判断するに当たり、必要に応じ他の行政機関の長の意見を聴取することは、本法制においても禁じられるものではない。

2 これまで伺っている貴室からの説明によると、例えば、外交ルート(外務省)を通じて、防衛省にある事項が提供される場合、それが「防衛に関する事項」を含んでいたとしても、まずは、外務省が指定権を行使し得る立場にあるとのこと。具体的には、①外務大臣が指定権を行使しない(特別秘密に指定しない)場合は、その後において、防衛大臣にも指定権が認められる(特別秘密への指定の調整が可能となる)ものの、②外務大臣が指定権を行使した(特別秘密に指定した)場合は、防衛大臣は、指定権は認められず、新法の「条文素案」第6条の規定により、外務大臣から特別秘密の取扱いの業務を行わせられる立場となると承知している。

これを踏まえ、②の場合について、防衛省において、外務省から提供を受けた(取扱いの業務を行わせられた)特別秘密に係る文書を参照し、別途、特別秘密に係る文書を作成するようなことが考えられるが、この際、

- (1) 特別秘密に指定した外務大臣の了解を得る必要があるのか。
- (2) (1) で了解を得る必要があるという場合、参照している部分が「防衛に関する事項」

であっても了解を得る必要があるのか。

(回答)

本法制の施行令においては、自衛隊法施行令第113条の4第3号を参考にして、他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる際の当該特別秘密に係る文書の作成手続に関する協議について規定することが見込まれるところ、お尋ねの点については、外務大臣と防衛大臣の当該協議の結果次第であると考え。

この点、本法制には、行政機関相互の情報共有を促進する効果が期待されること、ご指摘の事例において文書作成に外務大臣の個別の了解を必要とした場合（逆に、①のケースにおいて、外務省における文書作成に防衛大臣の個別の了解を必要とした場合）、情報共有の阻害要因になりかねず、当室としてはそのような事態は避けるべきと考える。

(3) 防衛省が作成した特別秘密に係る文書の有効期間は、外務大臣が定めた事項の有効期間にしばられることになるのか。

(回答)

貴省が作成した当該文書の有効期間は、公文書等の管理に関する法律及び同法施行令の規定に基づき設定されるものであり、外務大臣による指定の有効期間に左右されるものではないと考える。

3 2の(1)から(3)までの回答次第によっては、外務省から特別秘密の提供を受けた(取扱いの業務を行わせられた)後の当省における業務遂行に当たって相当な不都合が生じるだけでなく、「防衛」に責任を有する立場である防衛大臣が、常に、外務大臣に協議を行いながら業務を進めることとなり、その責任を全うできない事態が発生するおそれがあるものと考えられる。

したがって、防衛大臣が特別秘密に指定された事項の提供を受ける場合の措置として、2の②のような手続きだけではなく、それが「防衛に関する事項」にも該当するときは、防衛大臣にその指定権が認められるようにすべきと考えるが、貴室の見解如何。

(回答)

行政機関が他の行政機関に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続については、そのような必要が生じる場面が必ずしも一様ではないと考えられることから、法令でこれを書き切るとは難しく、当事者間の協議により定める余地を残す必要があると考えており、また、当事者間の協議により適切な合意を得ることが可能であると考えている。しかしながら、当室としても、行政各部の施策に関する総合調整事務として、必要に応じて当該行政機関間の調整を図る所存である。

第20回法制局持ち込み資料に対する質問について

送信日時: 2012年3月19日 19:29  
宛先: 内調職員061(内閣情報調査室)  
添付ファイル: 120319警察庁質問.jtd (26 KB)

内調  
様

お世話になっております。  
警察庁の 様です。

標記について、添付のとおり提出致します。  
遅くなってしまい申し訳ありませんが、よろしくお願い致します

様

-----作成者: < >  
宛先: < >  
送信元: < >  
日付: 2012/03/16 03:24PM  
件名: 【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第21回)について

警察庁 警備局警備企画課 藤原様、 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第21回)を来週19日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
  - 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
  - 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
  - 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
  - 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
  - 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
  - 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
  - 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
  - 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
  - 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
  - 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
  - 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
  - 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線: )

E-Mail: )  
.....

[添付ファイル "警察庁送付資料.zip"は P1100000TJ/警察庁 によって削除されました]

内閣情報調査室担当官 殿

事務連絡  
平成24年3月19日  
警察庁

3月12日付条文素案について、下記のとおり質問を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 第5条関係

- (1) 第2項中、前回照会時の条文素案では「協議の結果に従って」と規定されていたところ、本照会時の条文素案では「協議を経て」と修正した理由について教示されたい。
- (2) 「協議を経て」との規定において、仮に、協議を行ったが特別秘密に指定することについての合意に至らなかった（ある機関は指定に肯定的で、ある機関は指定に否定的であった）場合、指定に肯定的な機関が特別秘密の指定を行うことはできるのか、また、指定を行うことができる場合に、その指定の効力は指定に否定的な機関の保有する情報にも及ぶのか否かについて教示されたい。

((2)の質問については、貴室からの2月20日付け法制局持ち込み資料の「指定権の所在及び指定の効果、並びに指定及び解除の調整について」では、共有行政機関の全会一致がなければ指定できないとする「謙抑的指定主義」を採用することが政策的に妥当である旨の記載があるが、他方、貴室と当庁の関係においては、1月27日付「第11回法制局持ち込み資料について（回答）」において「指定権を行使しようとする行政機関の長は、その意向どおりの時期に指定権を行使することができないことはあるものの、指定権の行使自体を妨げられることはないと考え」との回答が示されていることから、改めて質問するもの。)





秘密保全法制 法制局持込み資料

平成24年3月26日

1 別表事項の解説（いずれも内調内検討済み・他省庁協議未了）

- 防衛に関する事項
- 外交に関する事項

## 別表事項の解説（防衛に関する事項）

一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの

イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

（参考）自衛隊法別表第四

一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

1 「自衛隊の運用」とは、防衛出動や警戒監視活動等の具体的な任務を与えられた自衛隊が当該任務を遂行することをいう。「自衛隊の運用」の具体的内容としては、運用に係る命令、当該命令の実施状況、武器使用基準を含む対処要領、部隊行動基準等が含まれる。

本号の対象は「防衛に関する事項」であり、防衛出動時における自衛隊の運用が対象となるのは当然であるが、それだけに限られるものではなく、例えば、警戒監視活動、対領空侵犯措置等の実施要領など、防衛出動時以外の自衛隊の活動に関する事項であっても、防衛出動時における自衛隊の活動と共通するなど極めて密接な関連を有するものについては、本号の対象となり得る。

この点、自衛隊法別表第四第一号には「防衛に関する事項」という限定がないが、「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」でなければ防衛秘密として指定できないことから、防衛秘密に指定し得る事項は、「自衛隊の運用」に関する事項のうち防衛出動時における自衛隊の活動又はこれと極めて密接な関連を有するものに限定されると解されている。このため、本号においては、対象を「防衛に関する事項」に限定することにより防衛秘密に指定し得ない事項をあらかじめ除外し、対象となる事項の明確化を図ったものであり、特別秘密に指定し得る「自衛隊の運用」の範囲を防衛秘密よりも狭めるものではない。

2 「自衛隊の運用に関する見積り若しくは計画」とは、防衛出動等の具体的な任務を与えられた場合の自衛隊の対処に関する計画、及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢その他の事項に関する分析評価又は予測をいう。自衛隊の効率的かつ効果的な運用のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。具体的には、「防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第8号）第18条）<sup>\*</sup>及びこの計画の作成に資するた

\*1 防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第8号）（抄）

第18条 防衛、警備等に関する計画は、年度業務計画の実施により整備、維持等される防衛力を参考として、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態及び間接侵略その他治安維持上重大な事態が生じた際に自衛隊が対処する場合における基本的事項等について定めることとする。

2 （略）

めに作成される見積り”等が挙げられる。

「自衛隊の運用に関する研究」とは、自衛隊の効率的かつ効果的な運用に資すること等を目的として行う運用に関する各種の研究をいう。

- 3 これらの事項が漏えいした場合、自衛隊の具体的な対処要領や活動状況等、自衛隊の運用の態勢、関心事項等の手の内が明らかになることから、相手国が我が国を効果的に侵攻することが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

---

\*1 情報業務の実施に関する訓令（平成 18 年防衛庁訓令第 21 号）（抄）

第 20 条 防衛諸計画の作成等に関する訓令第 18 条に規定される防衛、警備等に関する計画の作成に資することを目的として、情報本部が作成する内外の諸情勢に関する見積りの作成等に関し必要な事項は別に定める。

- 一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

(参考) 自衛隊法別表第四

二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

- 1 「防衛に関し収集した重要な情報」とは、防衛に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「防衛に関し収集した重要な情報」には、防衛を所掌する防衛省が収集した情報の他に、他の行政機関が収集した情報であって、防衛に資するものも含まれ得る。
- 2 「防衛に関し収集した電波情報」とは、防衛に関して収集した通信情報（COMINT）、電子情報（ELINT）及び宇宙飛行体情報（TELINT）をいう。  
具体的には、「通信情報」とは、通信の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「電子情報」とは、レーダー波、航法用電波など通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「宇宙飛行体情報」とは、電子情報のうち、弾道ミサイル等の宇宙飛行体から通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報をいう。
- 3 「防衛に関し収集した画像情報」とは、防衛に関して、人工衛星、航空機、ヘリコプター等を利用して地表面等の観測や撮像を行った結果として得た画像情報及び当該画像情報を処理・分析して得られる情報をいう。具体的には、自衛隊が収集・処理した画像情報の他に、内閣衛星情報センターが収集・処理した画像情報等が挙げられる。
- 4 「防衛に関し収集したその他の重要な情報」とは、「電波情報」や「画像情報」と同等程度に重要と判断されるその他の情報をいい、具体的には、外国政府等からの提供情報や総合的な分析成果等が挙げられる。
- 5 これらの事項が漏えいした場合、
  - ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる
  - ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる
  - ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
    - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
    - ・ 情報業務の間隙を衝かれる
 こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

- 一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの  
 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

(参考) 自衛隊法別表第四

三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力

- 1 「情報の収集整理」とは、「防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

- 2 「情報の収集整理の能力」とは、能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいい、具体的には、電波情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な通信網等、画像情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な地域、場所等が挙げられる。

「情報の収集整理の能力」には、防衛省の情報の収集整理に関する能力の他に、防衛省に防衛に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

- 3 これらの事項が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

- ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
- ・ 情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

- 一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

(参考) 自衛隊法別表第四

四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

- 1 「防衛力」とは、侵略を排除する国家の意思と能力を表すものとして、侵略を未然に防止し、万一侵略を受けた場合にはこれを排除する機能を有するものであり、自衛隊の部隊の規模や編成、装備品等の種類や数量等、我が国を防衛する上で必要な人的、物的その他の能力の総体をいう。

「防衛力の整備」とは、現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術等の動向等を踏まえ、部隊の改編、装備品等の整備等により我が国の安全を確保するために適切な防衛力を構築又は維持することをいう。

- 2 「防衛力の整備に関する見積り若しくは計画」とは、防衛力の整備を行うために作成する計画、及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢等に関する分析評価又は予測をいう。防衛力の効率的かつ効果的な整備のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。具体的には、「統合中期防衛構想」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第8号）第8条及び第9条）<sup>\*1</sup>として作成される防衛力整備に関する計画及びこの計画の作成に資するために作成される「統合中期情報見積り」（情報業務の実施に関する訓令（平成18年防衛庁

\*1 防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第8号）（抄）

第8条 統合中期防衛構想は、原則としてその作成する年度の2年後の年度以降5年間を対象とし、統合長期防衛戦略を参考として、努めて科学的分析評価を行い、内外の諸情勢を踏まえて我が国に対する脅威を分析し、これに対する防衛構想、防衛の態勢及び統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの各自衛隊の体制に関する基本構想について検討するとともに、対象期間内における防衛力整備上重視すべき事項を明らかにし、中期計画の策定並びに陸海空自衛隊中期能力見積り及び統合中期能力見積りの作成等に資することを目的とする。

2 (略)

第9条 統合幕僚長は、統合中期防衛構想を原則として5年毎に作成し、その作成する年度末までに防衛大臣に報告するものとする。

2 統合幕僚長は、統合中期防衛構想の作成に当たっては、内外の諸情勢については情報業務の実施に関する訓令第19条の規定により情報本部長が作成する統合中期情報見積りを踏まえるものとする。

3 (略)

訓令第 21 号) 第 19 条) ”等が挙げられる。

「防衛力の整備に関する研究」とは、現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術の動向等に関する分析を踏まえた将来の防衛力の在り方の検討に資する研究をいう。

- 3 これらの事項が漏えいした場合、現在の我が国の防衛力の問題点に加えて、将来的な防衛力の方向性が明らかになることから、相手国が我が国の防衛力の弱点をつく効果的な作戦の遂行や軍事力の構築を行うことが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。<sup>2</sup>

\*1 情報業務の実施に関する訓令 (平成 18 年防衛庁訓令第 21 号) (抄)

第 19 条 統合中期情報見積りは、原則としてその作成する年度の 2 年後の年度以降 5 年間を対象とし、我が国に対する脅威の動向を中心に内外の諸情勢について見積もり、防衛諸計画の作成等に関する訓令第 9 条の規定に基づく統合中期防衛構想の作成に資することを目的とする。

2・3 (略)

\*2 本号に該当する事項は、現在の我が国の防衛力の問題点や将来の防衛力の方向性を明らかにする内容を含み得るため、特別秘密の対象となり得ると考えられるが、多額の予算を必要とする防衛力の整備について国民の理解を得る観点等から、防衛力の整備に関する計画の概要については、中期的な観点から防衛力を整備するための政府の方針である「中期防衛力整備計画」や各年度の予算において公表されている。



一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの

ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量

(参考) 自衛隊法別表第四

五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量

- 1 「防衛」とは、直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国が実力をもって守ることをいい、直接的な作戦行動（戦闘行動）のみを指すのではなく、情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動を行うために必要不可欠又は密接な関連を有する諸活動を含む。

「防衛の用に供する」とは、自衛隊が直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国が実力をもって守るための作戦行動及び作戦行動に必要不可欠又は密接な関連を有する諸活動（以下「作戦行動等」をいう。）に用いることを意味する。本別表は、漏えいした場合に我が国の防衛に極めて重大な支障を来す可能性のある事項の範囲を限定的に明示するものであることから、「防衛の用に供する物」は、防衛のために用いられる物件の全てではなく、自衛隊が直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守るための作戦行動等を行う際に使用されることを、その物の属性上又は用途上の本来的な目的とする物件等に限定され、具体的には、武器、弾薬、船舶、航空機他に、戦車、装甲車等の車両等が挙げられる。

このため、「防衛」のために使用される可能性がある物件等のうち、自衛隊が使用する事務用機器等、当該物件の属性上又は用途上の本来的目的として、自衛隊が直接侵略及び間接侵略に対して我が国を実力をもって守るために用いるとは解されないものについては、本号の「防衛の用に供する物」には該当しない。

なお、自衛隊法別表第四第五号は、施設と物件の二面性を有する船舶が同法第121条の「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」に含まれないと解されていることを踏まえ、別表における「防衛の用に供する物」に船舶が含まれることを括弧書きで規定しているが、本法においては、船舶を武器、弾薬及び航空機と並記した上で、施設としての性格も備えている船舶を「防衛の用に供する物」の例示とするのは必ずしも適当といえないため、「その他の防衛の用に供する物」の「その他の」を「その他」としている。

- 2 「防衛の用に供する物の種類又は数量」とは、各部隊等や各機関若しくは自衛隊が全体として保有している装備品等の種類又は数量をいう。

これらの事項が漏えいした場合、個別の部隊等又は自衛隊全体の戦闘能力や継戦能力等が明らかになることから、相手国が自衛隊の部隊等の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

【参照条文】

- 自衛隊法（昭和29年法律第165号）

12/03/23 内調内検討済み

第二百一十一条 自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの
  - へ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

(参考) 自衛隊法別表第四

六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

- 1 「防衛の用に供する通信網の構成」とは、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする通信網の拠点、経路又はその容量等をいう。このため、一般業務用の通信網や基地内LANといったものは、「防衛の用に供する通信網の構成」には含まれない。
- 2 「防衛の用に供する通信の方法」とは、有線・無線を問わず自衛隊が発受する防衛の用に供する通信の方法をいい、具体的には、部隊等の使用する周波数、通信の方式（電波の送り方等）等が挙げられる。
- 3 これらの事項が漏えいした場合、相手国が通信内容を傍受することが容易となり、自衛隊の作戦行動等の詳細が明らかになるおそれがあること、また、相手国が通信網を破壊することにより自衛隊の通信を妨害することが可能になることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

- 一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの  
 ト 防衛の用に供する暗号その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

(参考) 自衛隊法別表第四

七 防衛の用に供する暗号

- 1 「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「防衛の用に供する暗号」とは、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号を意味する。具体的には、自衛隊の部隊等が作戦行動等の際に他の部隊等との通信内容を秘匿するために用いる暗号等が挙げられる。

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した自衛隊の通信内容を解読し、自衛隊の作戦行動等の詳細を知ること、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

- 2 「口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、防衛に関し収集した重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。本法においては、「防衛に関し収集した重要な情報」に、防衛省以外の行政機関が収集した情報であって、防衛に資するものが含まれ得るところ、当該情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号は自衛隊法別表第四の「防衛の用に供する暗号」に当たらないことを踏まえ、「その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」を追加的に規定することとしている。

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの

チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法

(参考) 自衛隊法別表第四

八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法

- 1 「武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物」とは、自衛隊が作戦行動等を行う際に用いられることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする物件をいい、具体的には、武器、弾薬、船舶及び航空機他に、戦車、装甲車等の車両等が挙げられる（詳細については、ホ号の解説を参照）。
- 2 「仕様」とは、装備品等の構造（内部的な組立て及び材質）、形状又は強度をいう。具体的には、潜水艦のプロペラの材質又は形状、戦車等の装甲厚等が挙げられる。  
「性能」とは、装備品等がその目的に従って使用された場合に発揮する特性や能力をいう。具体的には、誘導弾の対処目標性能、潜水艦の潜航可能深度等が挙げられる。  
「使用方法」とは、装備品等の物理的な操作方法のみならず、その装備品等の本来の目的にかなった最も有効適切な操作方法をいう。具体的には、機雷の敷設深度等が挙げられる。
- 3 これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。
- 4 研究開発段階にある装備品等についても、その仕様、性能又は使用方法が漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

- 一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの
- リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
- の製作、検査、修理又は試験の方法

(参考) 自衛隊法別表第四

九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの

の製作、検査、修理又は試験の方法

- 1 「武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物」とは、自衛隊が作戦行動等を行う際に用いられることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする物件をいい、具体的には、武器、弾薬、船舶及び航空機の他に、戦車、装甲車等の車両等が挙げられる（詳細については、ホ号の解説を参照）。
- 2 「製作の方法」とは、装備品等又はそれらに用いられる部品、システム等を製作するために必要な知識又は技術をいう。具体的には、潜水艦の内殻構造等の設計や戦車の防弾鋼板等の製作の方法が挙げられる。  
「検査の方法」とは、装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を検査するために必要な知識若しくは技術又は当該検査の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、検査から得られるデータ等から性能や特性が明らかになる機雷、レーダー等の検査の方法が挙げられる。  
「修理の方法」とは、装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を修理するために必要な知識若しくは技術又は当該修理の結果として得られるデータをいう。具体的には、曳航式パッシブソナーや秘匿装置等の修理の方法が挙げられる。  
「試験の方法」とは、装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等の試験を行うために必要な知識若しくは技術又は当該試験の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、試験から得られるデータ等から周波数等の特性が明らかになるレーダー等の試験の方法が挙げられる。
- 3 これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。
- 4 研究開発段階にある装備品等についても、その製作、検査、修理又は試験の方法が漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

- 一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの  
 又 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

(参考) 自衛隊法別表第四

- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

- 1 「防衛の用に供する施設」とは、自衛隊が作戦行動等を行う際に用いられることを、その属性上又は用途上の本来的な目的としている施設（土地、建物及びその付属施設をいう。建物及びその付属施設の用途に従って当然に存在する若しくはその効用を増す器材等、例えば電気回線、通信回線若しくは警備システム等を含む。）をいい、具体的には、作戦行動の際に指揮所として使用される施設等が挙げられる。他方、自衛隊が所有している宿舎又は厚生施設等の施設は、「防衛の用に供する施設」には含まれない。
- 2 「設計」とは、防衛の用に供する施設の構造（内部的な組立て及び材質）又は当該施設に求められている強度をいう。具体的には、特定の区画が基地内若しくは建築物の内部のどこに存在するか、又は電気回線、通信回線若しくは警備システムの構成や配置等が挙げられる。  
 「性能」とは、防衛の用に供する施設がその用途に従って使用された場合に実際に発揮される特性、強度又は能力（施設の設計目的が達成されているか）をいう。具体的には、シールド性能、抗たん性能等が挙げられる。  
 「内部の用途」とは、防衛の用に供する施設の内部、例えば、ある区画（部屋）がいかなる目的で使用されているかをいう。
- 3 これらの事項が漏えいした場合、防衛の用に供する施設の防護能力等が明らかになることから、相手国が当該施設の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

## 別表事項の解説（外交に関する事項）

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

※（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において、「安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一 安全保障

二 国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国との間で生じている問題の解決

1 外交は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに良好な国際環境の整備を図る上で、また、調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図る上で重要な活動であり、広範多岐な活動が含まれるところ、国の存立に深く関わる重要な情報の漏えいの防止を図るといふ本法の趣旨に鑑み、ここでは、主として安全保障等に関する事項に限定することとしている。

2 「安全保障」とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味する。<sup>1</sup> 我が国は、適切な防衛力の整備、維持及び運用に努め、日米安全保障体制を堅持し、我が国を取り巻く国際環境の安定を確保するための外交努力や国際平和協力を推進するとの基本方針の下、安全保障政策を実施している。

「国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国<sup>2</sup>との間で生じている問題の解決」とは、外国（我が国が承認していないものを含む。）との間で生じている領有権の問題又は国民の生命若しくは身体に対する被害等の問題を解決することをいう。具体的には、北方領土問題の解決、北朝鮮による拉致問題の解決等が挙げられる。

「安全保障」は、国家及び国民の安全を保つことを意味するのに対して、「国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国との間で生じている問題の解決」は、既に侵害されている国の領域等の安全を回復することを意味するが、いずれも国際社会の中で国家及び国民の安全を実現することを内容とし、国の存立に深く関わる点で共通している。

\*1 「安全保障」の定義（答弁書 平成二十三年十一月十一日内閣衆質一七九第二六号）

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

\*2 本法においては、「外国」に未承認国家も含まれることを明確にするため、外務省設置法第4条第2号及び法務省組織令第62条第1項第4号の用例を踏まえ、第2条第2項第2号において「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）」と規定している。



3 「我が国の安全保障等に係る重要施策の方針」とは、我が国の安全保障等に係る外交交渉その他の国益に影響を与え得る重要な施策において我が国が確保すべき利益、構築すべき外国との関係等の達成すべき目標及びそれらを実現するための方策をいう。具体的には、我が国の安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との間で行う外交交渉に際して作成される対処方針、我が国の安全保障等にとって望ましい同盟国等との関係構築に向けた外交戦略等が挙げられる。

4 これらの事項が漏えいした場合、

- ① 我が国の安全保障等に係る外交交渉等の手の内が明らかになるため、関係国が対抗措置や妨害措置を講じることが可能となり、我が国の利益の実現、望ましい外交関係の構築等が困難になる可能性がある
- ② 我が国と同盟国等との間の安全保障等に係る協力・連携の強化等の手の内が明らかになることにより、同盟国等との信頼関係が損なわれ、その後の安全保障等に係る協力・連携が困難になる可能性がある

ことから、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。\*

\*1 本号に該当する事項は、安全保障等に係る外交の手の内を含み得るため、特別秘密の対象となり得ると考えられるが、手の内に至らない安全保障等に係る外交方針については、外交に対する国民の理解を得る観点等から、国会における外務大臣の外交演説等において必要に応じて明らかにされている。

二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの

ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容

※ (定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において、「安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一 安全保障

二 国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国との間で生じている問題の解決

1 「我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容」とは、我が国の安全保障等の実現のために外国の政府又は国際機関との間で行う交渉の内容をいい、具体的には、同盟国等との安全保障等に係る協力・連携についての交渉や、安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との当該懸案事項の解決のための交渉の具体的な内容等が挙げられる。

なお、本号は交渉過程を対象とするものであり、交渉の結果としての国際約束等の合意内容を対象とするものではない。

2 第2号イで解説したとおり、「外国」には未承認国家も含まれる。したがって、「外国の政府」には、未承認国家の政府も含まれるが、中央銀行等の外交権限を持たない機関は含まれない。

「国際機関」とは、一般に、特定の目的を達成するために、設立条約等国際約束に基づき設立され、一定の任務を遂行する組織体をいい、具体的には、国際連合、北大西洋条約機構等が挙げられる。

3 これらの事項が漏えいした場合、

① 安全保障等に係る交渉過程の詳細が明らかになることにより、交渉相手国との信頼関係が損なわれ、率直な意見交換を行うことが困難になるなど、その後の当該交渉相手国との交渉に支障が生じる

② 交渉過程が第三国にも明らかになるため、今後行われる第三国との同種の交渉においても我が国が望ましい結果を得ることが困難になる

こととなり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

- 二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの  
 ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

※ (定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において、「安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一 安全保障

二 国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国との間で生じている問題の解決

- 1 「外交に関し収集した重要な情報」とは、外交に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「外交に関し収集した重要な情報」には、外交を所掌する外務省が収集した情報の他に、他の行政機関が収集した情報であつて、外交に資するものも含まれ得る。
- 2 「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」の具体的内容としては、我が国の安全保障等を実現する上で必要となる外国の軍事動向等に関する内部情報、外国政府等からの提供情報等が挙げられる。
- 3 これらの事項が漏えいした場合、
- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる
  - ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる
  - ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
    - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
    - ・ 情報業務の間隙を衝かれる
- こととなり、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

- 二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの  
 ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

1 「情報の収集整理」とは、「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

2 「情報の収集整理の能力」とは、能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、我が国の安全保障に影響を及ぼす外国の軍事動向等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。「情報の収集整理の能力」には、外務省の情報の収集整理に関する能力の他に、外務省に安全保障等に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

3 これらの事項が漏えいした場合、

- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
  - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
  - ・ 情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

## 二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの

## ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

- 1 「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「外交の用に供する暗号」とは、外交に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号を意味し、具体的には、外務省本省と在外公館との間で情報を伝達するために用いられる暗号等が挙げられる。

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、安全保障等に係る外交を含む我が国の外交の手の内等の詳細を知ることが可能となり、また、他国との信頼関係が損なわれることから、我が国の安全保障等に係る外交を含む外交全般に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

- 2 「ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を外務省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。